

川北町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月

川 北 町



目 次

第1章	計画策定の背景と目的	1
1-1	背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画期間	2
1-4	対象範囲	3
第2章	川北町の概況	4
2-1	人口の推移と将来予測	4
(1)	将来人口	4
(2)	年齢区分別の将来人口	5
2-2	財政状況	6
(1)	歳入決算額の推移（普通会計決算）	6
(2)	歳出決算額の推移（普通会計決算）	7
第3章	公共施設等の現況及び将来の見通し	8
3-1	公共建築物の現況	8
(1)	施設の概要	8
(2)	築年度別の延床面積	9
(3)	耐震化の状況	10
(4)	ハコモノ系施設一覧	12
3-2	インフラ施設の現況	17
(1)	道路	17
(2)	橋梁	18
(3)	上水道	19
(4)	下水道	20
3-3	公共施設等の更新費用の将来の見通し	21
(1)	公共建築物	21
(2)	インフラ施設	23
(3)	公共施設等全体	30

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理	
	に関する基本的な方針 ……31
4-1 公共施設等の課題 ……	31
(1) 公共施設等の改修・更新等への対応 ……	31
(2) 高齢社会や町民ニーズへの対応 ……	32
(3) 逼迫する財政状況への対応 ……	32
4-2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 ……	33
(1) 基本方針 ……	33
(2) 公共施設等の全体目標に関する方針 ……	35
(3) 施設の適切な保全・長寿命化 ……	35
(4) 実情に見合った施設の総量と配置の適正化 ……	38
(5) 公民連携によるまちづくりの推進 ……	39
4-3 全庁的な取組体制及び情報管理・共有方法 ……	40
(1) 全庁的な取組体制の構築 ……	40
(2) 情報の管理・共有化 ……	40
4-4 フォローアップの実施方針 ……	41
4-5 施設類ごとの管理に関する基本的な方針 ……	42
(1) 公共建築物の基本方針 ……	42
(2) インフラ施設の基本方針 ……	44

第1章 計画策定の背景と目的

1-1 背景と目的

本町は、加賀平野の中央に位置し、平坦で肥沃な田園地帯が拓けています。行政区域は、東西約10.6km、南北約1.3kmと、手取川に沿って東西に細長い形状をしています。人口は、1990年代の後半からの宅地開発等により、約1.4倍の人口（6,347人：H27国勢調査）となり、全国的な人口減少にもかかわらず町の人口増加は顕著であり、県内では有数の人口増加率を示しています。しかし、高齢化の進行による社会保障費の増加が予測される中、将来的な過度の財政負担を回避するため、健全な財政運営が求められます。

本町の公共施設は、急激な人口増加に伴う多様な行政需要に対応するため、学校教育系施設やスポーツ・レクリエーション施設、町営住宅等の建築物をはじめ、道路や橋梁、上下水道等の都市生活基盤施設を積極的に整備し、都市機能の充実を図ってきました。しかし、これらの整備してきた公共施設等に対して、老朽化の進行や更新時期の集中、高齢化の進行に伴う町民ニーズの変化、東日本大震災等を教訓とした大規模災害等への対応が迫られています。

一方、国においては、2013年（平成25年）11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、インフラの老朽化対策を推進しており、2014年（平成26年）4月には、総務省から全国の地方自治体に対して、「公共施設等総合管理計画の策定要請」がありました。

そこで、本町では、経営的な視点に基づき、公共施設の運用効率を高め、公共施設を次世代へより良質な資産として引き継ぐために、「川北町公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を策定することとしました。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、本町を取り巻く状況や公共施設等の現状と課題等を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や取り組みの方向性を定めるものであり、既に策定または今後策定する施設用途ごとの個別施設計画の上位に位置づけられます。

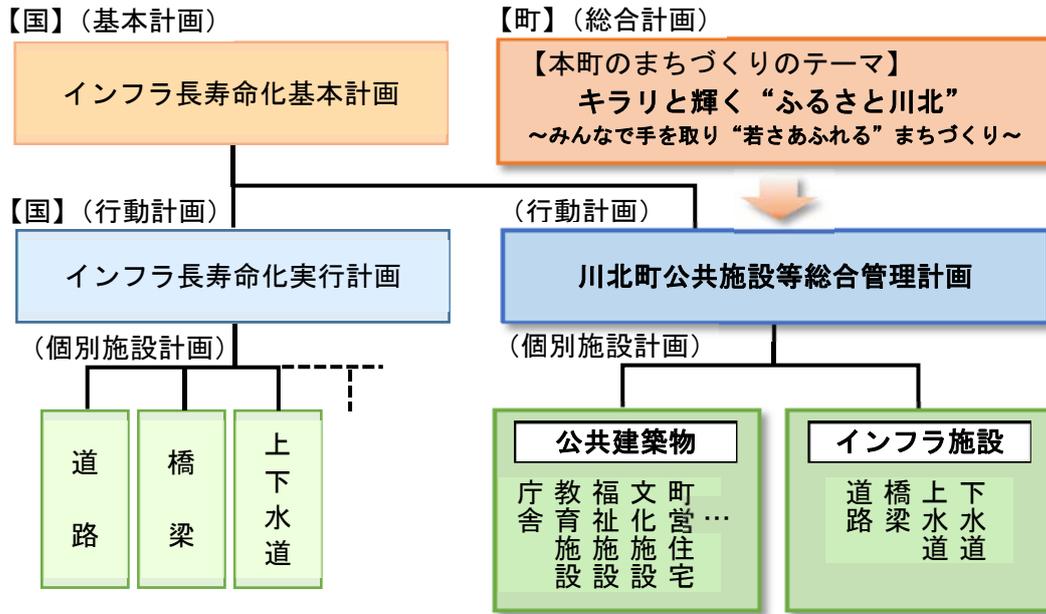


図 1-2-1 川北町公共施設等総合管理計画の体系図

1-3 計画期間

公共施設等の耐用年数は数十年と長く、長期的な視点で維持管理していくことが必要不可欠なことから、今後 40 年間の公共施設等の更新費用を見通しつつ、本計画の期間は 2017 年（平成 29 年）度から 2036 年（平成 48 年）度までの 20 年間とします。なお、策定から 10 年後に見直しを図るほか、上位・関連計画や町の財政状況、社会経済情勢等の変化に合わせても、適宜見直すものとします。



図 1-3-1 計画期間

1-4 対象範囲

本計画で対象とする公共施設等は、役場庁舎、学校及び町営住宅など町が保有する建築物（公共建築物、11 類型）と、道路や橋梁、上下水道等の都市生活の基盤となる施設（インフラ施設、4 類型）を対象とします。

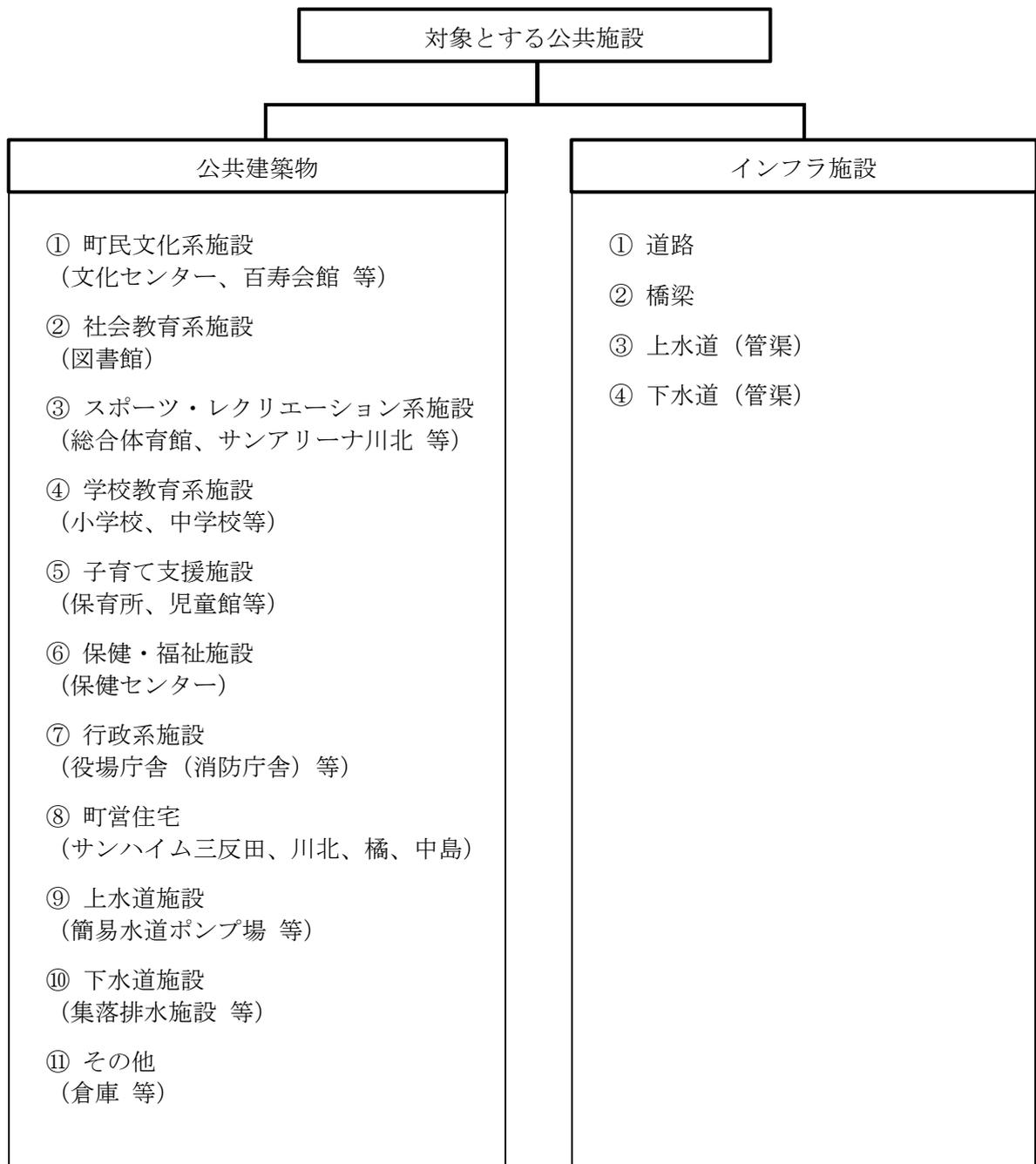


図 1-4-1 対象施設

第2章 川北町の概況

2-1 人口の推移と将来予測

(1) 将来人口

本町の人口は、全国的に少子高齢化が進展するなかにあつて、2015年（平成27年）には6,347人（国勢調査）となり、増加傾向が続いています。

「川北町人口ビジョン（平成28年3月）」による人口の将来展望では、国全体で取り組む出生率の改善に向けた積極的な施策展開を行うとともに、現状の社会移動を維持し、転出の抑制に向けた取り組みを推進することにより、2055年（平成67年）まで増加し続けると推計されています。

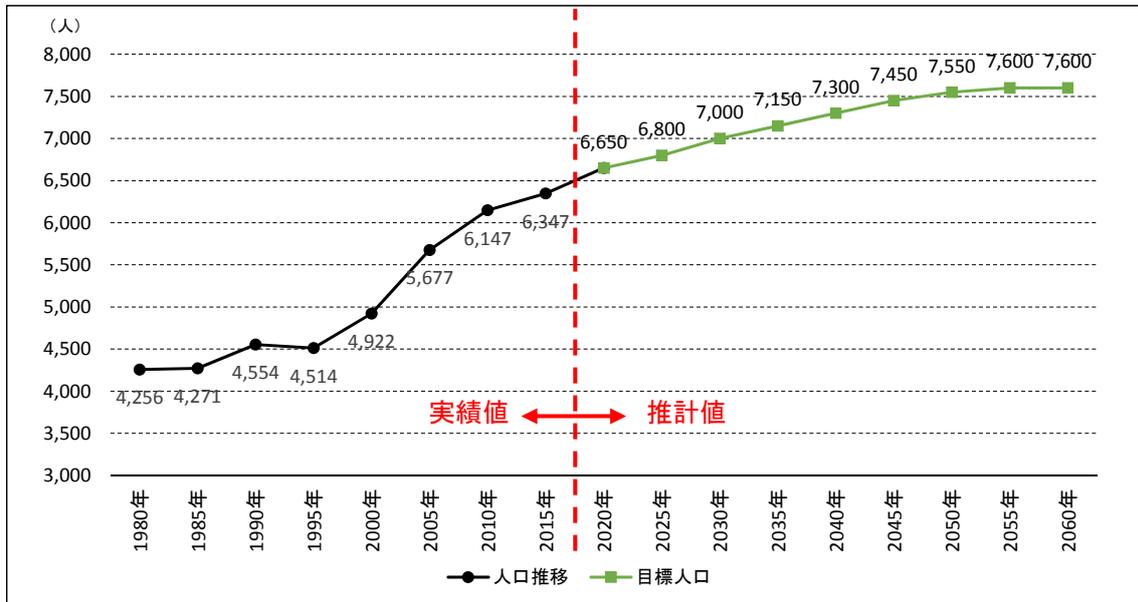


図2-1-1 川北町人口ビジョンの試算値

将来人口の推計仮定

- ・自然動態：国と同様の合計特殊出生率向上を目指した各種施策を展開
 ※国においては2040年に合計特殊出生率が人口置換水準である2.07を目指すとされていますが、全国平均と比べ高い出生率となっている川北町においては、国の目標年次より5年前倒しし、2035年に2.07を目指すものとして設定します。

⇒合計特殊出生率 2020年：1.8、2035年：2.07

- ・社会動態：現在の社会動態の推移（転入超過傾向）を今後も継続

出典：川北町人口ビジョンより

(2) 年齢区分別の将来人口

「川北町人口ビジョン（平成28年3月）」による人口の将来展望では、年少人口及び生産年齢人口は横ばい傾向にありますが、高齢人口が増加し、2020年（平成32年）頃から高齢人口の割合が20%を超えた超高齢社会になると推計されます。

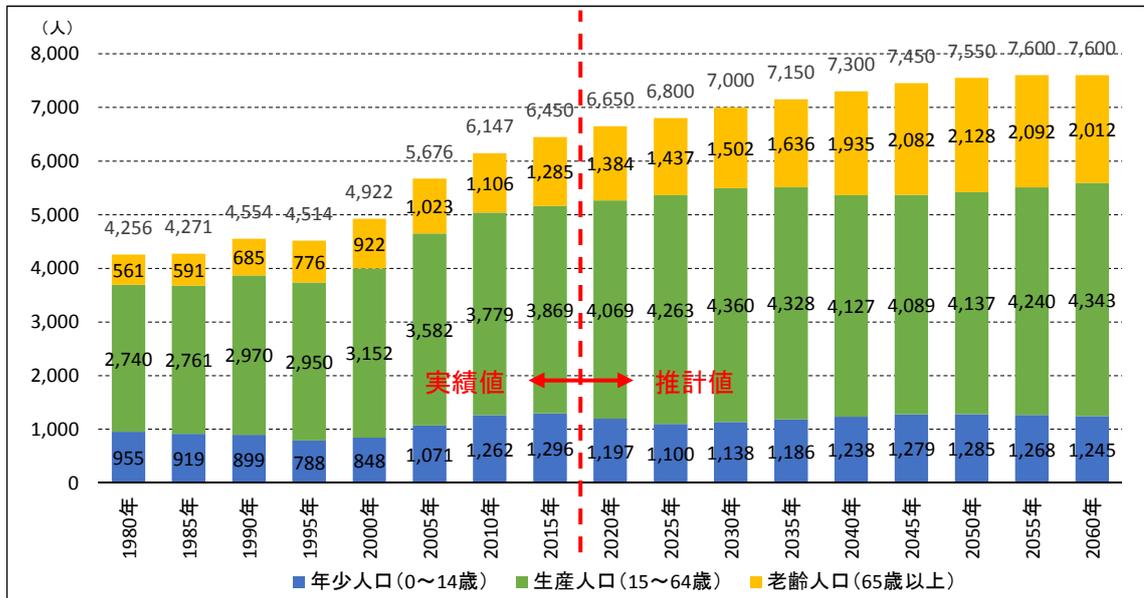


図 2-1-2 年齢区分別将来人口

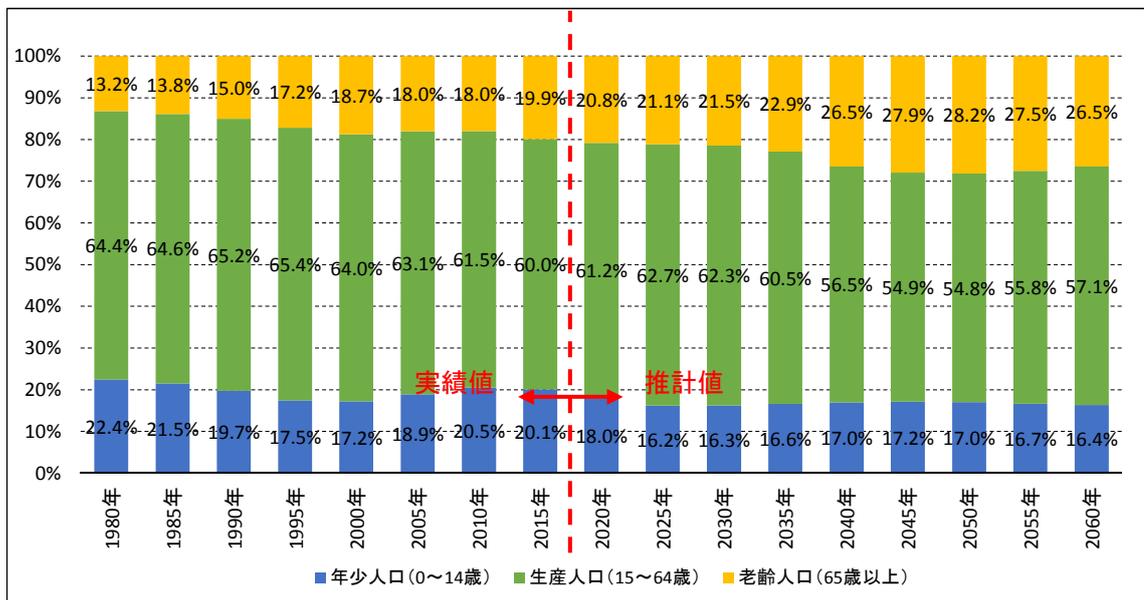


図 2-1-3 年齢区分別将来人口の割合

出典：川北町人口ビジョンより

2-2 財政状況

(1) 歳入決算額の推移（普通会計決算）

本町の2015年（平成27年）度の歳入決算額は、43.1億円であり、そのうち一般財源は全体の68.2%を占めています。また、歳入決算額のうち、最も高い割合を占めているのは、「市町村民税」13.6億円で、次に「地方交付税」8.3億円となっています。

過去10年間の推移をみると、2010年に歳入決算額のうち「一般財源」が80.8%を占めており、10年間で最も高い割合となっています。2011年以降、「一般財源」の占める割合は減少傾向となっています。

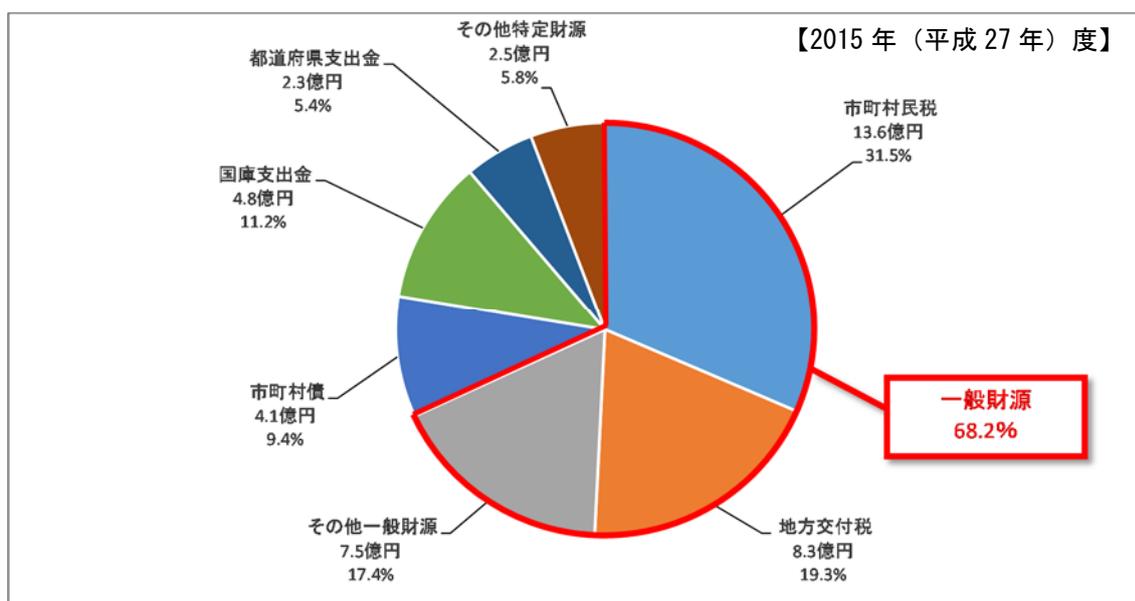


図 2-2-1 歳入決算額の内訳

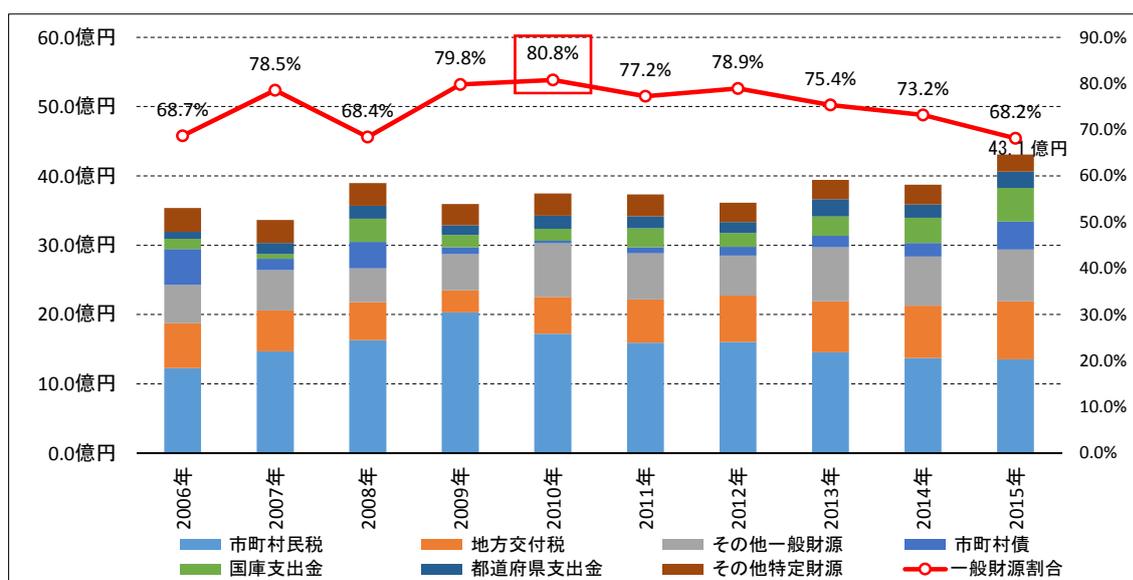


図 2-2-2 歳入決算額の推移

出典：庁内関係課による調査より

(2) 歳出決算額の推移 (普通会計決算)

本町の2015年(平成27年)度の歳出決算額は、41.6億円であり、そのうち「義務的経費」は全体の38.0%を占めています。また、歳出決算額のうち、最も高い割合を占めているのは、「投資的経費」11.0億円で、次に「人件費」6.6億円となっています。

過去10年間の推移をみると、2011年に歳出決算額のうち「義務的経費」が47.3%を占めており、10年間で最も高い割合となっています。2012年以降、「義務的経費」の占める割合は減少傾向となっています。

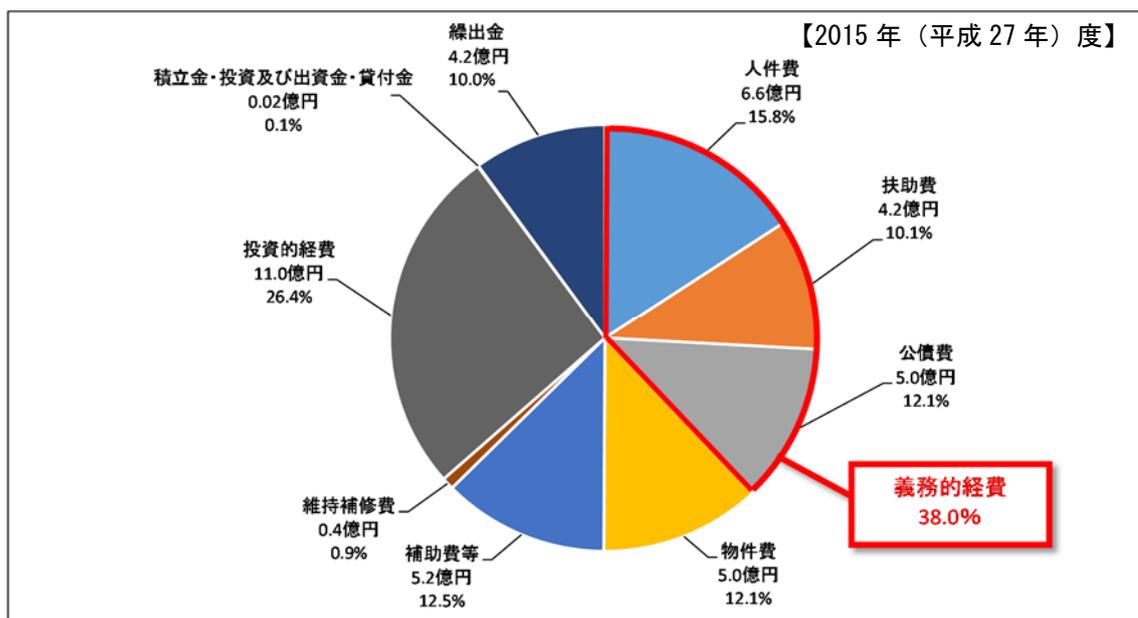


図2-2-3 歳出決算額の内訳

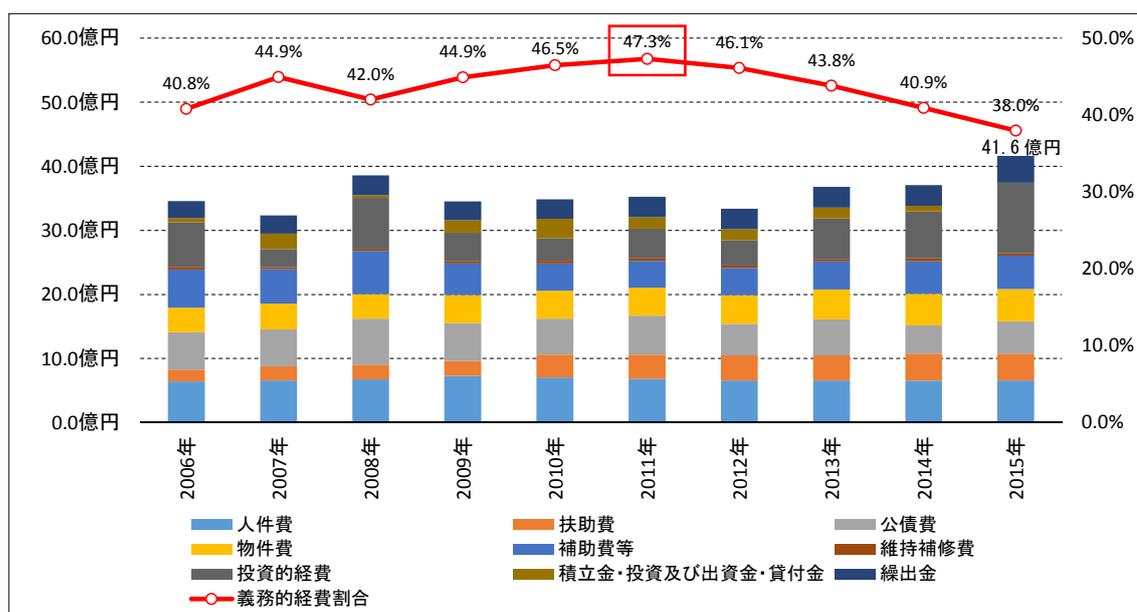


図2-2-4 歳出決算額の推移

出典：庁内関係課による調査より

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

3-1 公共建築物の現況

(1) 施設の概要

2015年（平成27年）3月末現在、本町が保有するハコモノ系施設は、総棟数114棟、総延床面積は63,958.8㎡となっており、町民一人あたりの延床面積は、約10.1㎡/人となっています。

延床面積の内訳は、「町営住宅」が27.0%と最も高い割合となっており、次いで小中学校の校舎等の「学校教育系施設」が23.9%、総合体育館、サンアリーナやふれあい健康センター等の「スポーツ・レクリエーション系施設」が18.9%となっています。

※町民一人あたりの延床面積の算出は、2015年（平成27年）10月に実施された国勢調査の結果（6,347人）を用いて算出しています。

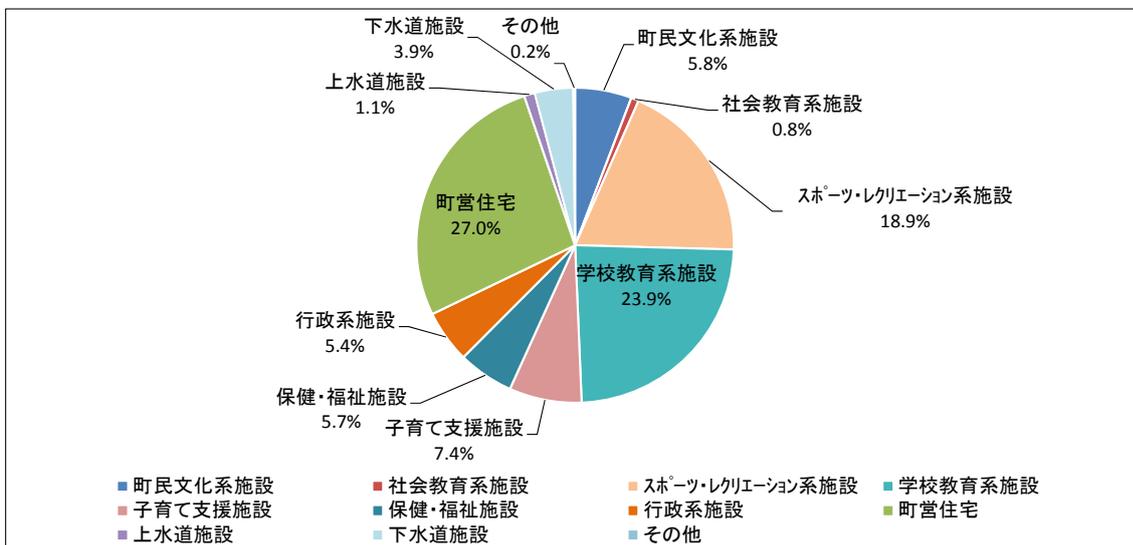


図3-1-1 建物用途分類別の延床面積の割合

表3-1-1 主なハコモノ系施設の概要

施設分類	主な施設名	棟数（棟）	延床面積（㎡）
町民文化系施設	中央公民館、東部地区学習等供用施設 等	6	3,688.3
社会教育系施設	ふれあい健康センター（図書館）	1	495.7
スポーツ・レクリエーション系施設	総合体育館、サンアリーナ川北 等	10	12,085.5
学校教育系施設	町立小・中学校 等	31	15,290.6
子育て支援施設	保育所・児童館 等	7	4,726.5
保健・福祉施設	保健センター、百寿会館	2	3,638.0
行政系施設	役場庁舎、消防庁舎 等	9	3,438.2
町営住宅	町営住宅 等	8	17,273.6
上水道施設	簡易水道ポンプ場 等	18	696.7
下水道施設	集落排水処理場 等	20	2,508.5
その他	除雪機械格納庫、ブルドーザー車庫	2	117.2
合計		114	63,958.8

出典：庁内関係課による調査より

(2) 築年度別の延床面積

本町が保有するハコモノ系施設の築年度別整備状況をみると、1980年代中頃以降より文化センター等の町民文化系施設、総合体育館やふれあい健康センター、サンアリーナ等のスポーツ・レクリエーション系施設、町営住宅（サンハイム三反田、川北、橋、中島）の多くのハコモノ系施設が整備されています。

また、一般的に経年劣化により大規模な改修工事が必要とされている建築後30年以上を経過した施設は全体の約25.6%（16,376.2㎡）を占めており、10年後、20年後に建築後30年以上を経過する施設は60.4%、94.3%となることが予想されます。今後、多くの施設が大規模な改修や建替えの時期を迎えるため、適切な対応が求められています。

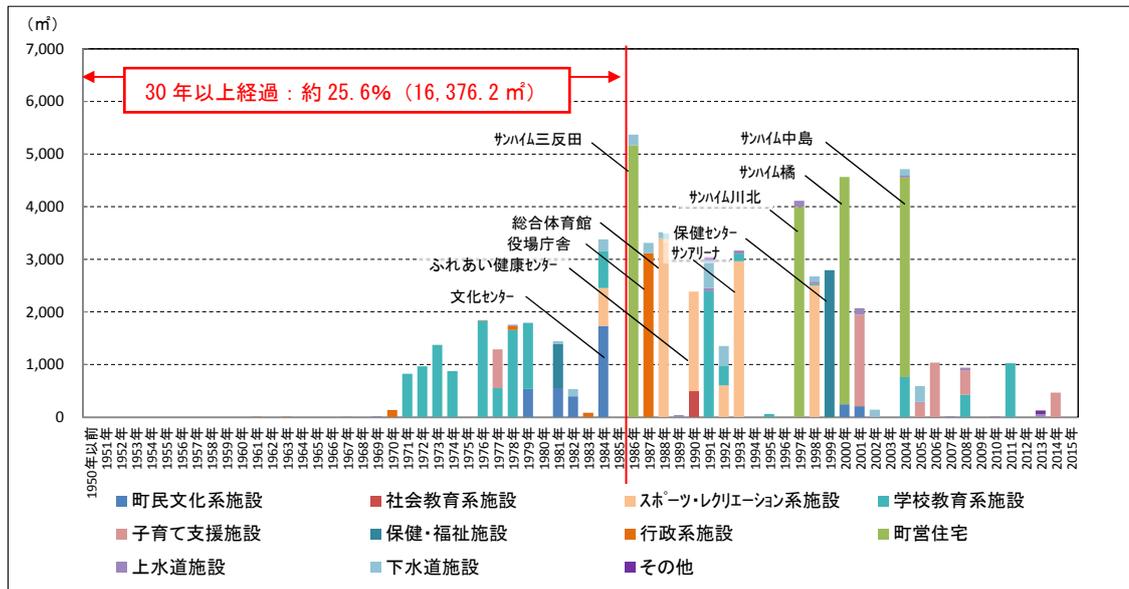


図3-1-2 築年度別整備状況

出典：庁内関係課による調査より

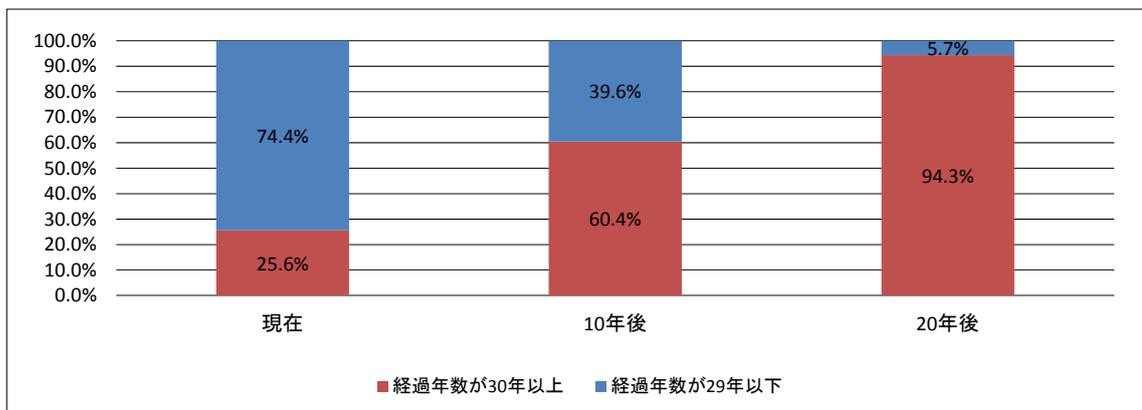


図3-1-3 築後30年以上を経過する施設の割合

出典：庁内関係課による調査より

(3) 耐震化の状況

現在保有するハコモノ系施設の耐震化状況を築年数割合でみると、耐震基準*が改正後の新耐震基準で建設された施設の延床面積は、53,028.5㎡で全体の82.9%を占めています。

また、耐震基準改正前の旧耐震基準で建設されたハコモノ系施設は10,930.1㎡のうち、全体の16.6%については、すでに耐震化済みであることから、新耐震基準のハコモノ系施設と合わせると99.5%が耐震性能を有することとなります。

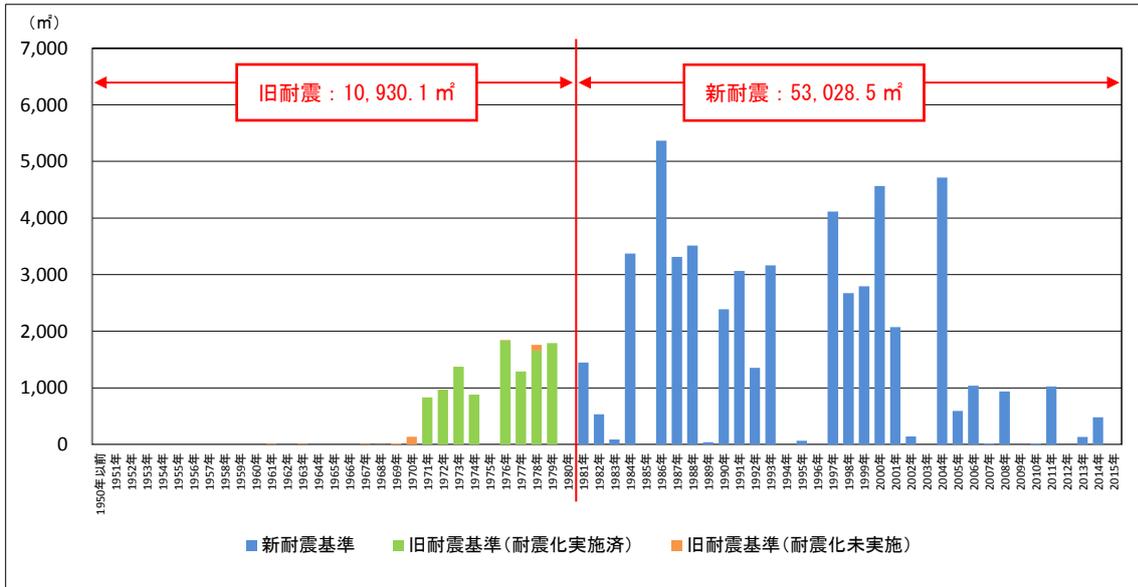


図3-1-4 建築年別耐震化状況

出典：庁内関係課による調査より

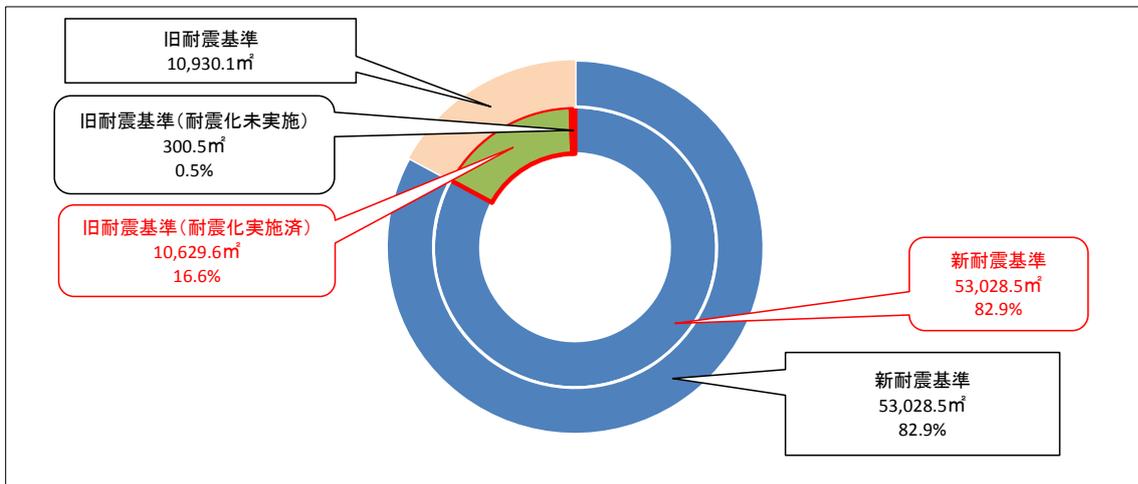


図3-1-5 耐震化の割合

出典：庁内関係課による調査より

【用語解説】

※「耐震基準」とは、地震の際に建物が安全であるために備えていなければならない構造上の技術的基準のことで、一般的に1981年（昭和56年）6月の建築基準法改正後を新耐震基準、改正前を旧耐震基準と呼んでいます。「耐震化」とは、建築基準法に定められた最低限の耐震性能を確保することです。

表3-1-2 耐震化工事が未実施の施設

建物用途	施設名称	設置年 西暦	延床面積 (㎡)
行政系施設	消防器具庫（橘）	1961年	9.9
行政系施設	消防器具庫（中島）	1963年	9.9
上水道施設	簡易水道ポンプ場（上先出）	1967年	10.2
上水道施設	簡易水道ポンプ場（藤蔵）	1968年	3.3
上水道施設	簡易水道ポンプ場（三反田）	1969年	20.0
行政系施設	役場倉庫・書庫等〔木造〕	1970年	137.7
行政系施設	消防器具庫（木呂場新町）	1976年	4.9
上水道施設	公共施設ポンプ場（壱ツ屋）	1976年	3.3
上水道施設	簡易水道ポンプ場（木呂場）	1978年	24.3
行政系施設	役場物置（壱ツ屋）	1978年	77.0

出典：庁内関係課による調査より

〈 学校施設の耐震化の状況について 〉

平成7年に施行された「建築物の耐震改修に関する法律（耐震改修促進法）」により、現行の耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断及び耐震補強に努めることが求められました。

また、平成20年6月に施行された「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」により地方公共団体に対し、その設置する公立の幼稚園（保育所）、小学校、中学校の校舎等について、耐震診断を実施すること及び耐震診断の結果の公表が義務付けられました。

本町では、小中学校施設について平成18年度に耐震診断（第2次診断）を実施し、耐震補強が必要と診断された施設については、平成19年度から順次耐震補強工事を実施し、平成21年9月末で、町内すべての公立学校施設の耐震補強工事が完了し、耐震化率は100%となりました。

(4) ハコモノ系施設一覧

① 町民文化系施設

建物用途	施設名称	設置年 (年)	延床面積 (㎡)	耐震性の有無
町民文化系施設	西部地区学習等供用施設	1979	540.7	耐震改修工事済
町民文化系施設	百寿会館(中部地区学習等供用施設)	1981	553.8	耐震改修工事済
町民文化系施設	東部地区学習等供用施設	1982	396.6	有
町民文化系施設	中央公民館	1984	1,738.6	有
町民文化系施設	川北地区コミュニティ施設(壺ツ屋)	2000	249.9	有
町民文化系施設	土室コミュニティセンター	2001	208.7	有

② 社会教育系施設

建物用途	施設名称	設置年 (年)	延床面積 (㎡)	耐震性の有無
社会教育系施設	ふれあい健康センター(図書館)	1990	495.7	有

③ スポーツ・レクリエーション系施設

建物用途	施設名称	設置年 (年)	延床面積 (㎡)	耐震性の有無
スポーツ・レクリエーション系施設	第2町民体育館	1984	713.3	有
スポーツ・レクリエーション系施設	総合体育館	1988	2,478.2	有
スポーツ・レクリエーション系施設	勤労者体育館	1988	924.1	有
スポーツ・レクリエーション系施設	ふれあい健康センター	1990	1,891.9	有
スポーツ・レクリエーション系施設	町民プール	1992	453.0	有
スポーツ・レクリエーション系施設	町民プール更衣室	1992	154.7	有
スポーツ・レクリエーション系施設	多目的屋内運動場(サンアリーナ)	1993	2,279.4	有
スポーツ・レクリエーション系施設	多目的屋内運動場(サンアリーナ)	1993	685.2	有
スポーツ・レクリエーション系施設	武道館	1998	2,346.7	有
スポーツ・レクリエーション系施設	ふれあい健康センター(和室)	1998	159.0	有

④学校教育系施設

建物用途	施設名称	設置年 (年)	延床面積 (㎡)	耐震性の有無
学校教育系施設	川北中学校	1973	1,374.0	耐震改修工事済
学校教育系施設	川北中学校	1974	880.5	耐震改修工事済
学校教育系施設	川北中学校	1993	20.9	有
学校教育系施設	川北中学校自転車置き場	2011	365.2	有
学校教育系施設	川北中学校増築	2011	604.0	有
学校教育系施設	川北中学校防音校舎(特別教室)	1991	1,002.9	有
学校教育系施設	川北中学校防音講堂	1991	1,013.1	有
学校教育系施設	川北中学校用具庫	2011	55.1	有
学校教育系施設	橘小学校	1971	830.0	耐震改修工事済
学校教育系施設	橘小学校	1972	691.0	耐震改修工事済
学校教育系施設	橘小学校	1972	279.0	耐震改修工事済
学校教育系施設	橘小学校体育館	1978	997.0	耐震改修工事済
学校教育系施設	橘小学校体育館	1978	23.0	耐震改修工事済
学校教育系施設	川北小学校	1976	1,837.0	耐震改修工事済
学校教育系施設	川北小学校	1993	122.8	有
学校教育系施設	川北小学校	1995	52.9	有
学校教育系施設	川北小学校	1995	13.0	有
学校教育系施設	川北小学校講堂	1984	708.5	有
学校教育系施設	川北小学校増築分	2008	429.1	有
学校教育系施設	川北小学校特別教室	2004	297.4	有
学校教育系施設	川北小学校特別教室	2004	254.5	有
学校教育系施設	川北小学校特別教室	2004	210.1	有
学校教育系施設	中島小学校	1978	637.0	耐震改修工事済
学校教育系施設	中島小学校	1979	1,202.0	耐震改修工事済
学校教育系施設	中島小学校	1979	50.0	耐震改修工事済
学校教育系施設	中島小学校ダムウェーター	2013	9.3	有
学校教育系施設	中島小学校プール	1992	375.0	有
学校教育系施設	中島小学校給食・校務	1998	13.1	有
学校教育系施設	中島小学校給食・校務	1998	12.2	有
学校教育系施設	中島小学校体育館	1977	556.0	耐震改修工事済
学校教育系施設	橘小学校プール	1991	375.0	有

⑤子育て支援施設

建物用途	施設名称	設置年 (年)	延床面積 (㎡)	耐震性の有無
子育て支援施設	橘保育所	1977	732.6	耐震改修工事済
子育て支援施設	橘保育所(増築分)	2005	277.0	有
子育て支援施設	川北保育所	2001	1,449.6	有
子育て支援施設	中島保育所	2006	1,038.8	有
子育て支援施設	児童館(川北)	2001	291.1	有
子育て支援施設	西部地区児童館	2008	466.3	有
子育て支援施設	東部地区児童館	2014	471.1	有

⑥保健・福祉施設

建物用途	施設名称	設置年 (年)	延床面積 (㎡)	耐震性の有無
保健・福祉施設	百寿会館(老人福祉センター)	1981	844.5	耐震改修工事済
保健・福祉施設	保健センター	1999	2,793.5	有

⑦行政系施設

建物用途	施設名称	設置年 (年)	延床面積 (㎡)	耐震性の有無
行政系施設	消防器具庫(橘)	1961	9.9	無
行政系施設	消防器具庫(中島)	1963	9.9	無
行政系施設	役場倉庫・書庫等[木造]	1970	137.7	無
行政系施設	消防器具庫(木呂場新町)	1976	4.9	無
行政系施設	役場物置(壺ツ屋)	1978	77.0	無
行政系施設	有線放送本部	1983	84.2	有
行政系施設	消防庁舎	1987	339.1	有
行政系施設	役場車庫	1987	361.8	有
行政系施設	役場庁舎	1987	2,413.7	有

⑧町営住宅

建物用途	施設名称	設置年 (年)	延床面積 (㎡)	耐震性の有無
町営住宅	町営住宅(サンハイム三反田)	1986	2,444.5	有
町営住宅	町営住宅(サンハイム三反田)	1986	2,435.8	有
町営住宅	町営住宅(サンハイム三反田) 自転車置場	1986	105.3	有
町営住宅	町営住宅(サンハイム三反田) 自転車置場	1986	105.3	有
町営住宅	町営住宅(サンハイム三反田) 集会所	1986	78.5	有
町営住宅	町営住宅(サンハイム川北)	1997	3,994.6	有
町営住宅	町営住宅(サンハイム橘)	2000	4,314.6	有
町営住宅	町営住宅(サンハイム中島)	2004	3,795.0	有

⑨上水道施設

建物用途	施設名称	設置年 (年)	延床面積 (㎡)	耐震性の有無
上水道施設	簡易水道ポンプ場(上先出)	1967	10.2	無
上水道施設	簡易水道ポンプ場(藤蔵)	1968	3.3	無
上水道施設	簡易水道ポンプ場(三反田)	1969	20.0	無
上水道施設	公共施設ポンプ場(壺ツ屋)	1976	3.3	無
上水道施設	簡易水道ポンプ場(木呂場)	1978	24.3	無
上水道施設	簡易水道ポンプ場(木呂場新町)	1983	4.6	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(舟場島)	1989	39.0	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(草深)	1991	61.0	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(下土室)	1993	55.5	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(橘)	1997	119.9	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(グリーンタウン)	1998	43.5	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(壺ツ屋)	2001	125.0	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(橘新・朝日)	2004	33.8	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(なでしこタウン)	2005	17.3	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(けやきタウン)	2007	17.3	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(中島)	2008	43.9	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(ひばりタウン)	2010	17.8	有
上水道施設	簡易水道ポンプ場(田子島)	2014	57.0	有

⑩下水道施設

建物用途	施設名称	設置年 (年)	延床面積 (㎡)	耐震性の有無
下水道施設	上先出地区集落排水処理場	1981	48.0	有
下水道施設	下田子島地区集落排水処理場	1982	138.1	有
下水道施設	木呂場地区集落排水処理場	1984	215.9	有
下水道施設	中島地区集落排水処理場	1986	197.0	有
下水道施設	上田子島地区集落排水処理場	1987	86.0	有
下水道施設	舟場島地区集落排水処理場	1987	111.6	有
下水道施設	朝日地区集落排水処理場	1988	111.9	有
下水道施設	川北中部地区集落排水処理場	1991	210.0	有
下水道施設	草深地区集落排水処理場	1991	158.4	有
下水道施設	三反田地区集落排水処理場	1991	103.0	有
下水道施設	橘新地区集落排水処理場	1991	89.0	有
下水道施設	橘地区集落排水処理場	1992	234.0	有
下水道施設	藤蔵地区集落排水処理場	1992	50.1	有
下水道施設	土室地区集落排水処理場	1992	89.0	有
下水道施設	グリーンタウン合併浄化槽	1998	101.8	有
下水道施設	なでしこタウン合併浄化槽	2002	142.0	有
下水道施設	けやきタウン合併浄化槽	2004	123.3	有
下水道施設	ひばりタウン1合併浄化槽	2005	99.4	有
下水道施設	ひばりタウン2合併浄化槽		107.0	有
下水道施設	ひばりタウン3合併浄化槽		93.0	有

⑪その他

建物用途	施設名称	設置年 (年)	延床面積 (㎡)	耐震性の有無
その他	ブルドーザー車庫(壱ツ屋)	1991	52.0	有
その他	除雪機械格納庫	2013	65.2	有

3-2 インフラ施設の現況

(1) 道路

本町の町道は、2015年（平成27年）3月末現在、1級（幹線）町道を約4.4km、2級（幹線）町道を約4.2km、その他の町道を約33.6km、さらに自転車歩行者道を約21.3km管理しています。

表3-2-1 道路の整備状況

種別	延長 (m)	面積 (㎡)
1級（幹線）町道	4,353.6	31,806.36
2級（幹線）町道	4,234.5	31,245.17
その他の町道	33,663.0	284,991.37
歩道等	21,331.9	68,862.38

※2015年（平成27年）3月末現在

出典：庁内関係課による調査より

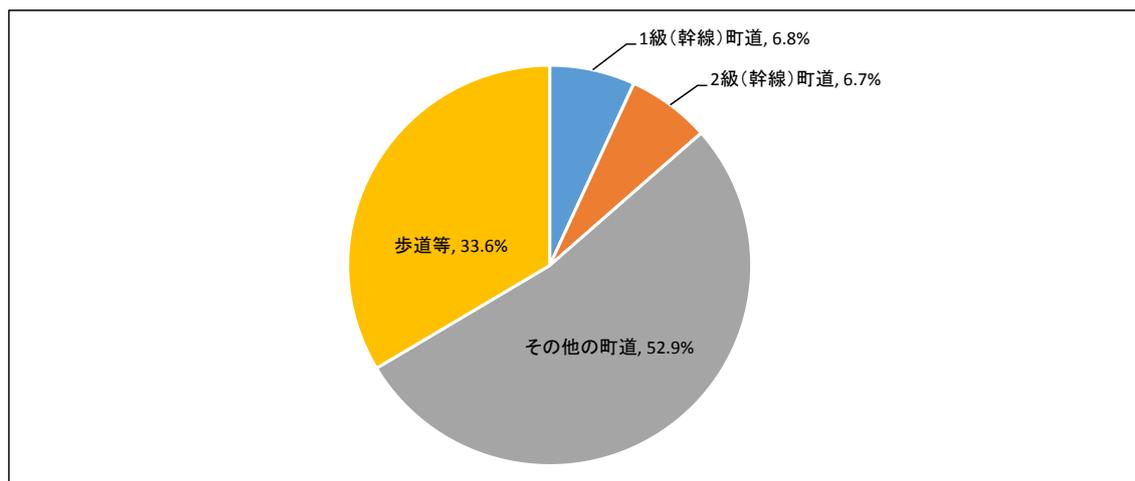


図3-2-1 町道種別による延長割合

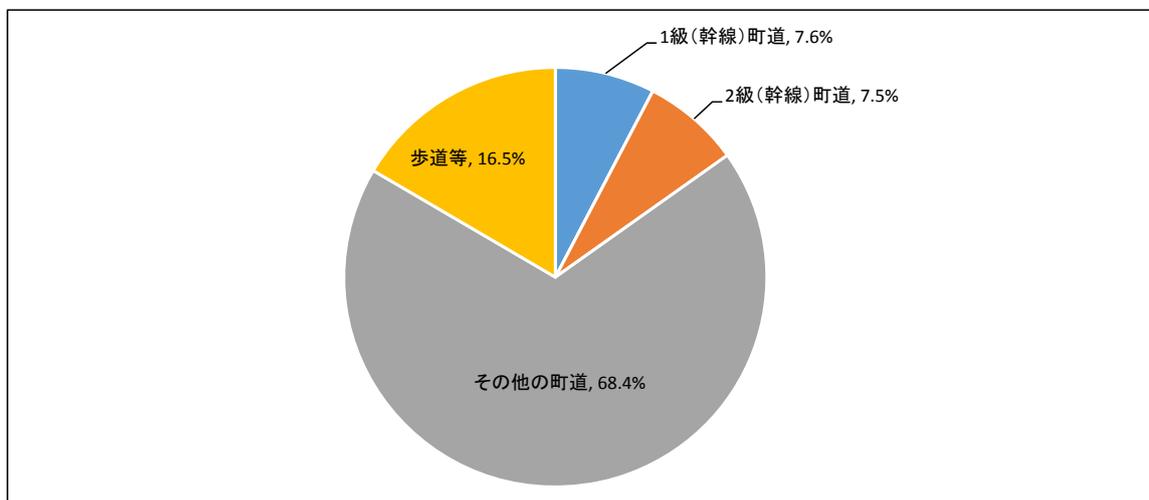


図3-2-2 町道種別による面積割合

(2) 橋梁

本町の橋梁数は、2015年（平成27年）3月末現在、37橋、総延長は152.4mであり、全てが橋長15m未満の比較的短い橋梁です。

建設年度別にみると、一般的な橋梁の耐用年数（60年：旧大蔵省 減価償却資産の耐用年数等に関する省令）を超過（1956年（昭和31年）以前）している橋梁が1橋（2.7%）あり、1979年に全体橋梁数の約4割となる14橋が整備されており、今後は耐用年数を迎える橋梁が増加します。

これに伴い修繕費・架替費が増加し、町の財政負担の増加が想定されることから、適正な管理と長寿命化によるコスト縮減を推進するために「川北町橋梁長寿命化修繕計画（2010年（平成22年）度）」を策定しました。

表3-2-2 橋梁の整備状況

分類	主な橋梁名	施設数	延長
橋長15m未満	草深橋、砂川橋、田子島橋、北川橋 等	37橋	152.4m

※ 2015年（平成27年）3月末現在
出典：庁内関係課による調査より

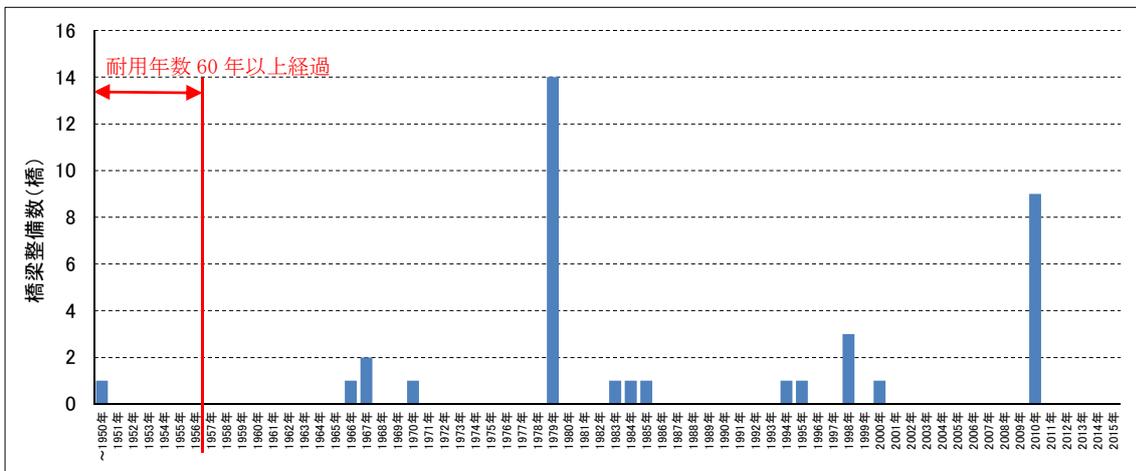


図3-2-3 年度別の橋梁整備数

表3-2-3 年度別の橋梁整備割合

	現在	10年後	20年後	30年後
60年を超える橋梁数（橋）	1	2	5	22
60年を超える橋梁数が全体に占める割合	2.7%	5.4%	13.5%	59.5%

出典：庁内関係課による調査より

(3) 上水道

本町の上水道は、2015年（平成27年）3月末現在、上水道施設は17箇所、上水道管渠は総延長約39kmが整備され、上水道普及率は100%となっています。

管渠の設置年数は不明ではありますが、最も古い施設の整備年が1967年（昭和42年）であるため、同時期に敷設された管渠は49年を経過しているものと推定されます。管渠の耐用年数を40年（総務省 地方公営企業法施行規則）とすると、1976年（昭和51年）以前に敷設した管渠は耐用年数を超過しており、その施設数は3施設であり、耐用年数超過と推定される管渠延長は3,198m（管渠全体の8.1%）です。今後も耐用年数を超える管渠が増加することから、上水道施設とともに計画的な維持管理や更新（管渠は布設替）が必要です。

表3-2-4 上水道施設の整備状況

番号	施設名称	設置年	管渠延長(m)	利用者数(人)	耐震性
1	簡易水道ポンプ場（上先出）	1967年	705	67	無
2	簡易水道ポンプ場（藤蔵）	1968年	625	30	無
3	簡易水道ポンプ場（三反田）	1969年	1,868	446	無
小計①			3,198	543	
4	簡易水道ポンプ場（木呂場）	1978年	1,715	449	無
5	簡易水道ポンプ場（木呂場新町）	1983年	798	82	有
6	簡易水道ポンプ場（舟場島）	1989年	1,087	175	有
7	簡易水道ポンプ場（草深）	1991年	3,541	500	有
8	簡易水道ポンプ場（下土室）	1993年	1,806	165	有
9	簡易水道ポンプ場（橘）	1997年	6,673	858	有
10	簡易水道ポンプ場（グリーンタウン）	1998年	938	424	有
11	簡易水道ポンプ場（壱ツ屋）	2001年	4,440	852	有
12	簡易水道ポンプ場（橘新・朝日）	2004年	5,008	366	有
13	簡易水道ポンプ場（なでしこタウン）	2005年	536	160	有
14	簡易水道ポンプ場（けやきタウン）	2007年	1,025	244	有
15	簡易水道ポンプ場（中島）	2008年	2,801	518	有
16	簡易水道ポンプ場（ひばりタウン）	2010年	2,157	530	有
17	簡易水道ポンプ場（田子島）	2014年	3,613	489	有
小計②			36,138	5,812	
合計	17施設		39,336	6,355	

※ 2015年（平成27年）3月末現在

出典：庁内関係課による調査より

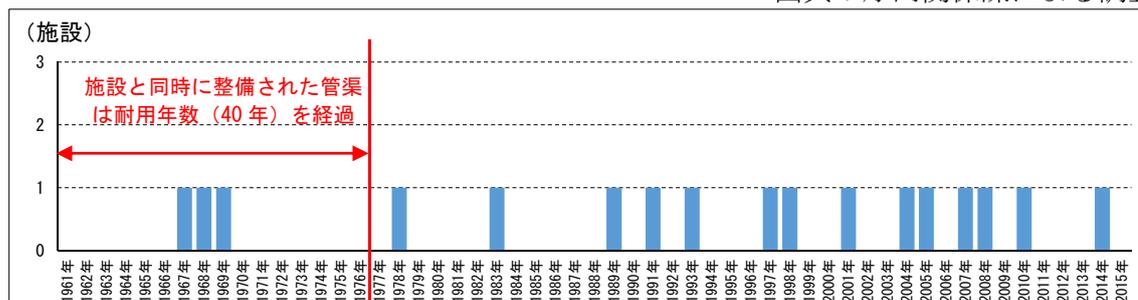


図3-2-4 年度別の上水道施設整備数

(4) 下水道

本町の下水道は、2015年（平成27年）3月末現在、下水道施設は20施設、下水道管渠は総延長約33kmを整備し、下水道普及率及び接続率は100%となっております。

最も古い施設は1981年（昭和56年）であり、整備後35年を経れておりますが、下水道管渠の耐用年数を50年とすると、現時点では耐用年数を超える下水道管渠はありませんが、将来、耐用年数を超過する管渠の急増に備えて、下水道施設とともに計画的な維持管理や更新（管渠は布設替）が必要です。

表3-2-5 下水道の整備状況

番号	施設名称	設置年	利用者数（人）	耐震性の有無
1	上先出地区集落排水処理場	1981年	67	有
2	下田子島地区集落排水処理場	1982年	272	有
3	木呂場地区集落排水処理場	1984年	442	有
4	中島地区集落排水処理場	1986年	383	有
5	上田子島地区集落排水処理場	1987年	189	有
6	舟場島地区集落排水処理場	1987年	172	有
7	朝日地区集落排水処理場	1988年	130	有
8	川北中部地区集落排水処理場	1991年	675	有
9	草深地区集落排水処理場	1991年	492	有
10	三反田地区集落排水処理場	1991年	252	有
11	橘新地区集落排水処理場	1991年	234	有
12	橘地区集落排水処理場	1992年	702	有
13	藤蔵地区集落排水処理場	1992年	30	有
14	土室地区集落排水処理場	1992年	165	有
15	グリーンタウン合併浄化槽	1998年	416	有
16	なでしこタウン合併浄化槽	2002年	160	有
17	けやきタウン合併浄化槽	2004年	241	有
18	ひばりタウン1合併浄化槽	2005年	510	有
19	ひばりタウン2合併浄化槽			
20	ひばりタウン3合併浄化槽			
合計	20施設		5,532	

区分	延長	備考
管径 φ250mm以下	32,950m	設置年不詳

※ 2015年（平成27年）3月末現在

出典：庁内関係課による調査より

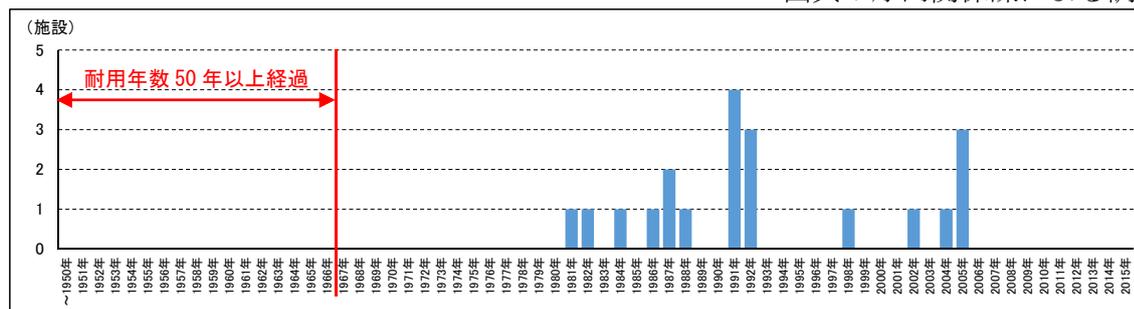


図3-2-5 下水道施設の年度別整備状況

3-3 公共施設等の更新費用の将来の見通し

(1) 公共建築物

a) 推計条件

公共建築物における将来の更新費用等は、施設の更新費（建替え費）、大規模改修費[※]及び維持管理費を推計した費用です。

更新費と大規模改修費は、施設の延床面積に1㎡あたりの各単価を乗じた費用とし、更新周期及び大規模改修周期毎に推計を行っています。1㎡あたりの単価及び各周期については、『総務省「公共施設等更新費試算ソフト Ver2.00」(以下、「総務省試算ソフト」という)』より設定しています。維持管理費は過去5年間の実績値の平均値である500,888千円/年と設定しています。

注) なお、上水道施設及び下水道施設の更新費は、インフラ施設の「上水道」及び「下水道」において計上します。

【用語解説】

※「大規模改修費」とは、建物の内外装や設備を大々的に作り直すために必要な費用のことです。

表3-3-1 更新（建替え）単価・周期の根拠

建物用途	更新単価	更新周期	備考
町民文化系施設 社会教育系施設 行政系施設	40万円/㎡	60年間	総務省試算ソフト に準拠
スポーツ・レクリエーション系施設 保健・福祉施設 その他	36万円/㎡		
学校教育系施設 子育て支援施設	33万円/㎡		
町営住宅	28万円/㎡		

表3-3-2 大規模改修単価・周期の根拠

建物用途	大規模改修単価	大規模改修周期	備考
町民文化系施設 社会教育系施設 行政系施設	25万円/㎡	30年間	総務省試算ソフト に準拠
スポーツ・レクリエーション系施設 保健・福祉施設 その他	20万円/㎡		
学校教育系施設 子育て支援施設 町営住宅	17万円/㎡		

b) 推計結果

現在、保有する公共建築物を今後も同規模で保有し続けた場合の将来更新費用等を推計しました。推計した結果、今後40年間（2016年（平成28年）～2055年（平成67年））の更新費用等の総額は、更新費（建替え費）が約134.6億円（3.4億円/年）、大規模改修費が約114.1億円（2.9億円/年）、維持管理費は138.9億円（3.5億円/年）、全体で約387.6億円（9.7億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費等は約4.5億円/年であるため、今後は毎年約2.2倍の費用が必要となる見込みです。

現在、保有する公共建築物の約3割が耐用年数の半分である30年を経過しており、今後も多くの大規模な改修や更新（建替え）が必要となります。こういった状況に備え、これまでの事後保全^{*}から適正な維持管理や計画的な予防保全^{*}の改修及び更新（建替え）が求められます。

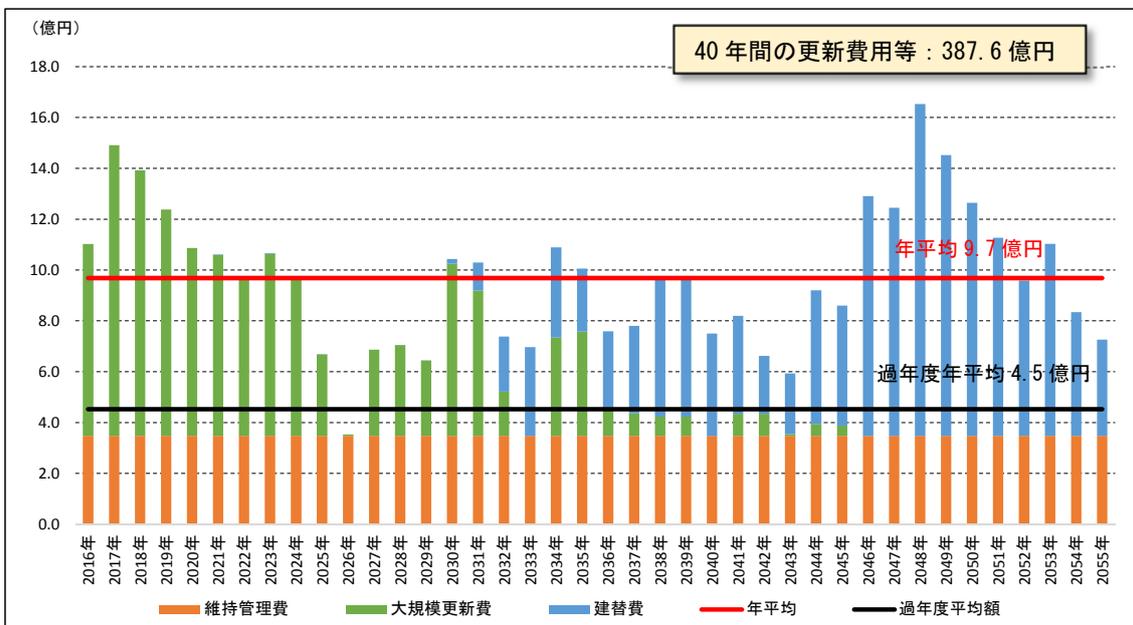


図3-3-1 将来更新費用等の推移

上記の推計において、費用が過剰に集中することを防ぐため「総務省試算ソフト」の考え方を準拠し下記の点を考慮しています。

- i) 既に更新（建替え）及び大規模改修を行うべき時期を超過している場合、2016年（平成28年）～2025年（平成37年）の10年間に費用を分散しています。
- ii) 更新（建替え）期間は3年間、大規模改修期間は2年間として各費用を分散して計上しています。
- iii) 残更新（建替え）年数が10年以下の場合、大規模改修の費用は計上していません。

【用語解説】

※「事後保全」とは支障が生じてから直す活動であり、「予防保全」は点検等により兆候を捉え支障が生じる前に対応を行う活動のことです。

(2) インフラ施設

① 道路

a) 推計条件

道路の更新費用は、年度別に将来整備が必要となる箇所を特定することは困難であるため、耐用年数の期間で全ての施設を更新（舗装打換え）するものとして、施設の総更新費を耐用年数で割り、単年度維持管理費を推定し、40年間（2016年～2055年）の更新費用を推計します。

施設の更新単価及び更新周期は、「総務省試算ソフト」に準拠します。

また、舗装修繕等の維持管理費は、今後も同程度の費用を奏すると考えられるため、過去5年間の実績値の平均値である0.6億円/年と設定します。

表3-3-3 更新単価・周期の根拠

項目	更新単価	更新周期	備考
道路	4.7 千円/m ²	15 年	総務省試算ソフトに準拠
歩道等	2.7 千円/m ²	15 年	総務省試算ソフトに準拠

※維持管理費等は過去5年間の平均値（橋梁関係も含む）を用いる。

b) 推計結果

今後、40年間（2016年（平成28年）～2055年（平成67年））の更新費用等の総額は、施設更新費が約48.6億円（1.2億円/年）、維持管理費は約24.2億円（0.6億円/年）、全体で約72.8億円（1.8億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費用等（施設更新、維持管理）は1.2億円/年であり、今後は毎年約1.5倍の費用が必要となる見込みです。

このため、今後は既設舗装の破損進行を抑える予防保全により舗装の長寿命化とコスト縮減を図るとともに、道路の重要度（交通量）等に応じたライフサイクルコスト[※]の縮減が必要です。

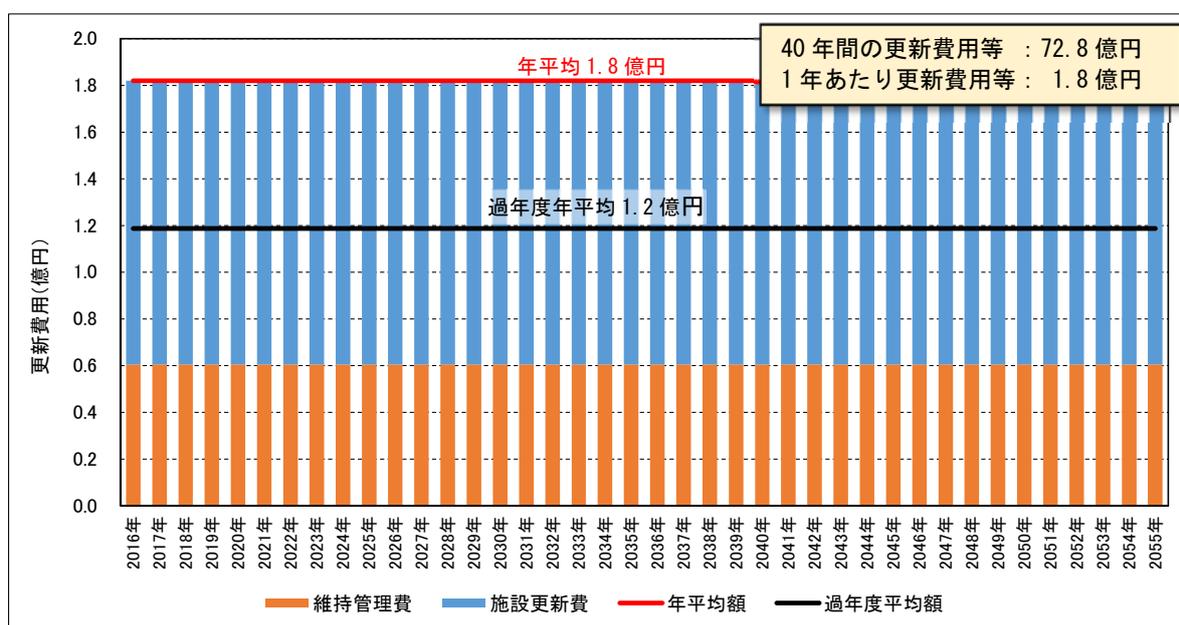


図 3-3-2 将来更新費用等の推移

【用語解説】

※ライフサイクルコストとは、構造物などの企画・設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用のことです。

② 橋梁

a) 推計条件

橋梁の施設更新（橋梁架替）費用は、「川北町橋梁長寿命化修繕計画（2011年（平成23年度）」に基づき推計します。

また、上記以外の橋梁については、「総務省試算ソフト」に基づき更新単価・周期を設定します。

表3-3-4 更新単価・周期の根拠

項目	数量	更新単価	更新周期	備考
川北町橋梁長寿命化修繕計画対象橋梁	17橋	川北町橋梁長寿命化修繕計画に準拠		
上記以外の橋梁	20橋	400千円/m ²	60年	総務省試算ソフトに準拠

※維持管理費等は道路にて計上済。

b) 推計結果

今後、40年間（2016年（平成28年）～2055年（平成67年））の更新費用等の総額は、約2.25億円（0.06億円/年）が必要となる見込みです。

長寿命化修繕計画に基づいて架替・補修を行う17橋のみならず、それ以外の橋梁についても定期点検の実施や情報の適切な整理と更新・運用、耐用年数を越えた橋梁の管理等が課題として挙げられます。

また、2039年（平成51年）には、約0.95億円の更新費用が集中するため、予防的な維持管理の実施等による費用の平準化が必要です。

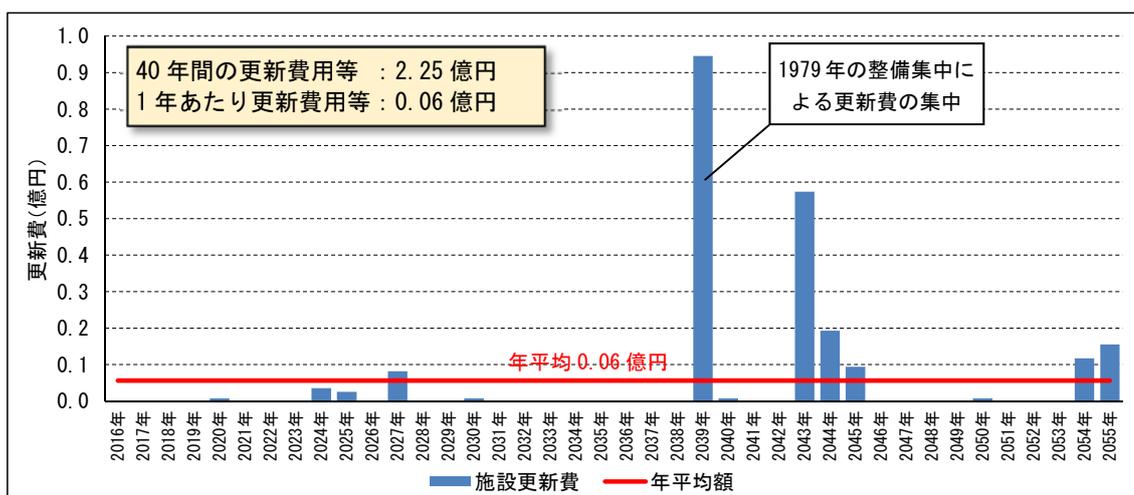


図3-3-3 将来更新費用等の推移

③ 上水道

a) 推計条件

【施設】

公共建築物における将来の更新費用等は、施設の更新費（建替え費）、大規模改修費*及び維持管理費を推計した費用です。

更新費と大規模改修費は、施設の延床面積に1㎡あたりの各単価を乗じた費用とし、更新周期及び大規模改修周期毎に推計を行っています。1㎡あたりの単価及び各周期については、「総務省試算ソフト」より設定しています。

【用語解説】

※「大規模改修費」とは、建物の内外装や設備を大々的に作り直すために必要な費用のことです。

表3-3-5 更新（建替え）単価・周期の根拠

建物用途	更新単価	更新周期	備考
上水道施設	36 万円/㎡	60 年	総務省試算ソフトに準拠

表3-3-6 大規模改修単価・周期の根拠

建物用途	大規模改修単価	大規模改修周期	備考
上水道施設	20 万円/㎡	30 年	総務省試算ソフトに準拠

【管渠】

更新費用：管延長×口径別布設単価

なお、設置年不詳のため、耐用年数40年で全ての管渠を更新するものと設定し、毎年の更新費用は全更新費用を耐用年数（40年）で除したものとします。

$$\text{毎年の更新費用} = \text{全更新費用} / \text{耐用年数（40年）}$$

口径別布設単価及び更新周期は、総務省試算ソフトに準拠します。

表3-3-7 上水道管渠の更新周期の根拠

項目		更新単価	更新周期	備考
導水管	300mm 未満	100 千円/m	40 年	総務省試算ソフトに準拠
配水管	50mm 以下	97 千円/m		
	75mm 以下			
	100mm 以下			

【維持管理費】

毎年の維持管理費は、過去5年間（2011年～2015年）の実績をもとに0.2億円/年を計上します。

b) 推計結果

今後、40年間（2016年（平成28年）～2055年（平成67年））の更新費用等の総額は、上水道施設の施設更新費が約2.2億円（0.06億円/年）、上水道管渠の施設更新費が約38.2億円（0.96億円/年）、維持管理費は約8.0億円（0.20億円/年）、全体で約48.4億円（1.21億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費等は約0.2億円/年であるため、今後は毎年約6倍の費用が必要となる見込みです。

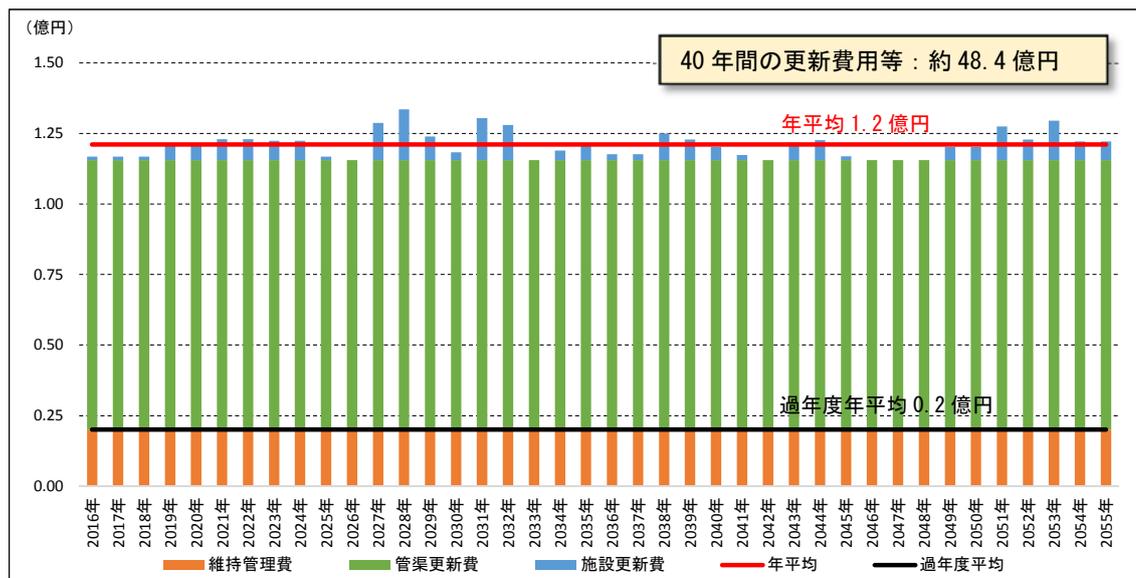


図3-3-4 将来更新費用等の推移

④ 下水道

a) 推計条件

【施設】

公共建築物における将来の更新費用等は、施設の更新費（建替え費）、大規模改修費*及び維持管理費を推計した費用です。

更新費と大規模改修費は、施設の延床面積に1㎡あたりの各単価を乗じた費用とし、更新周期及び大規模改修周期毎に推計を行っています。1㎡あたりの単価及び各周期については、「総務省試算ソフト」より設定しています。

【用語解説】

※「大規模改修費」とは、建物の内外装や設備を大々的に作り直すために必要な費用のことです。

表3-3-8 更新（建替え）単価・周期の根拠

建物用途	更新単価	更新周期	備考
下水道施設	36万円/㎡	60年	総務省試算ソフトに準拠

表3-3-9 大規模改修単価・周期の根拠

建物用途	大規模改修単価	大規模改修周期	備考
下水道施設	20万円/㎡	30年	総務省試算ソフトに準拠

【管渠】

下水道管渠は、「総務省試算ソフト」に準拠して、管径に応じた単価と更新周期を採用しました。

表3-3-10 下水道管渠の更新単価・周期の根拠

項目	更新単価	更新周期	備考
φ250mm以下	61千円/m	50年	総務省試算ソフトより

【維持管理費】

毎年の維持管理費は、過去5年間（2011年～2015年）の実績をもとに0.28億円/年を計上します。

b) 推計結果

今後、40年間（2016年（平成28年）～2055年（平成67年））の更新費用等の総額は、下水道施設の施設更新費が約11.6億円（0.3億円/年）、下水道管渠の施設更新費が約16.1億円（0.40億円/年）、維持管理費は約11.3億円（0.28億円/年）、全体で約38.9億円（0.97億円/年）が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費等は約0.28億円/年であるため、今後は毎年約3.5倍の費用が必要となる見込みです。

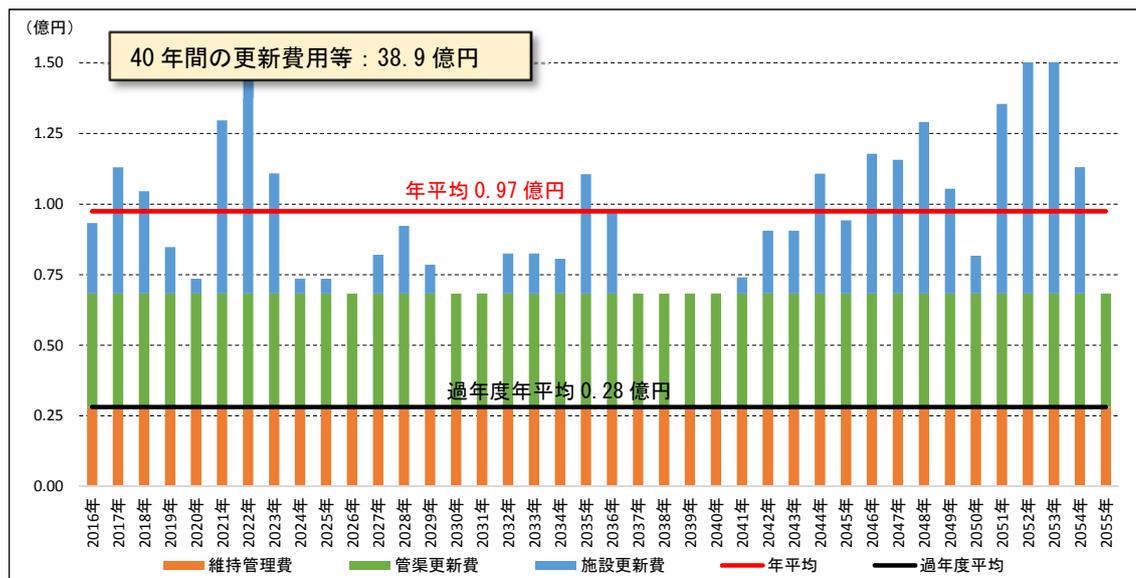


図3-3-5 将来更新費用等の推移

(3) 公共施設等全体

今後40年間(2016年(平成28年)~2055年(平成67年))の公共施設等(公共建築物+インフラ施設)の更新費用等(公共建築物の建替・大規模改修、インフラ施設の舗装打換え・橋梁架替・管渠取替等、ならびに施設修繕に必要となる維持管理費用)は、総額は約550.1億円と試算され、年平均で13.7億円が必要となる見込みです。

過去5年間の更新費用等(6.2億円/年)の約2.2倍の費用が必要となる見込みです。今後は施設の適切な維持管理や計画的な予防保全の更新・改修、更新費の低減・平準化が必要です。

なお、更新費用等の総額の内訳は、公共建築物70.0%、インフラ施設30.0%となっています。

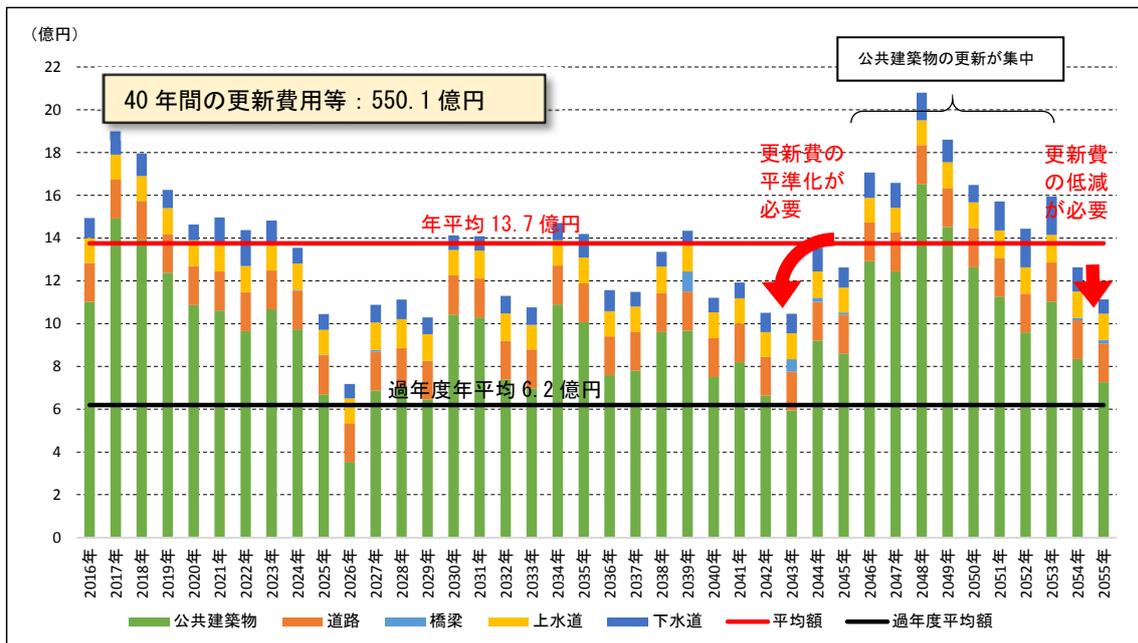


図3-3-6 将来更新費用等の推移

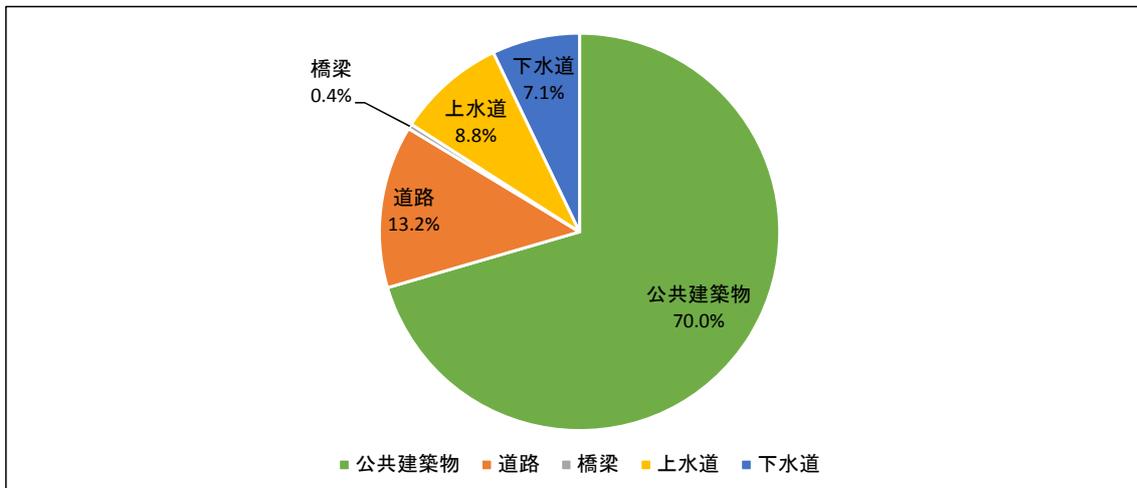


図3-3-7 将来更新費用等の割合

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

4-1 公共施設等の課題

前項までにまとめた本町の公共施設や人口、財政の状況等を踏まえ、本町が抱える公共施設・インフラ施設を取り巻く課題について、以下に整理します。

(1) 公共施設等の改修・更新等への対応

本町では、1980年代中頃以降より町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、町営住宅等の多くのハコモノ系施設が整備されてきました。また、近年は人口増加を背景に、学校教育系施設についても増築等を行ってきており、公共施設等の老朽化の度合いは比較的低いといえます。

しかしながら、時代の経過とともに公共施設等の老朽化が進行し、今後、改修・更新等に要する費用が増大することが見込まれており、従来と同様な投資を継続すると町の財政を圧迫し、他の行政サービスに支障をきたす恐れがあります。また、更新費用等が突出して多い年があるため、年度ごとの支出に極端な増減が生じることが予想されます。



このような状況を回避するには、これまでの事後保全から予防保全への移行を推進して、更新費用等を全体的に抑えるとともに平準化させる対策が必要であり、各施設の「長寿命化計画（個別施設計画）」に基づく維持管理等を実施するとともに、計画が未策定の分野については必要に応じて早急な計画策定が必要です。

さらに、公共施設等の情報管理は、現在は各施設の所管部署が行っていますが、情報を集約して、計画的かつ効率的な管理運営を推進する組織体制の構築が必要です。

(2) 高齢社会や町民ニーズの変化への対応

本町の人口は、「川北町人口ビジョン」において、国全体で取り組む出生率の改善に向けた積極的な施策展開を行うとともに、現状の社会移動を維持し、転出の抑制に向けた取り組みを推進することにより、2055年（平成67年）まで増加し続ける目標を設定しています。

しかしながら、人口の増加に関わらず高齢化の進展は避けられず、世代構成の変化が異なることが想定されることから、公共施設に対するニーズが変化することが見込まれます。



このような状況変化に応じた施設規模の見直しや既存施設の有効活用等により、町民ニーズ等に応じた公共施設等の適切な整備や配置、効率的な管理運営を行っていく必要があります。

さらに、公共施設の多くは災害時の避難場所に指定されていることから、今後も安全・安心な都市機能を維持していくために、耐震化及び老朽化への対応を推進する一方、より多くの世代が利用できるようにするための機能充実の検討が必要です。

(3) 逼迫する財政状況への対応

本町では、公共施設等の老朽化の度合いが比較的低いため、これまで公共施設等の更新・維持管理に要する費用は年間約6.2億円（過去5年間平均値）でしたが、今後は約2.2倍の費用が必要となる試算結果となっており、町の財政を圧迫することが予想されます。

また、高齢化による扶助費等の義務的経費の増加が予想されていることに加えて、人口が減少に転じた場合には地方税等が減少することから、投資的経費等の公共施設等の維持管理のための財源確保が困難になることが見込まれます。



新規の公共施設整備を全て中止し、全額を改修及び更新に充てることは現実的に困難であることから、厳しい財政状況のなかで、公共施設等の機能を維持しつつ維持修繕に要する費用を縮減することが必要です。

さらに、町民や民間事業者等との連携を推進し、効率的な施設整備や運営・維持管理に必要な費用の縮減に取り組む必要があります。

4-2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 基本方針

本町では、1980年代中頃（昭和50年後半）以降、公共施設等に投資が行われてきたことから、今後はこれらの公共施設等が一斉に耐用年数を迎え、施設更新等にかかる費用の不足が見込まれます。

また、人口は増加し続けますが、やがては年齢構成が変化することから、利用者の減少や町民ニーズの変化が原因により、公共施設の廃止を求められることが想定されます。

今後は、将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、公共施設等を「新しく造ること」から「賢く使うこと」へと意識を変え、安全・安心で持続可能な「まち」を次世代に引き継ぎます。

そのため、計画的な維持管理による機能保全や長寿命化を推進するとともに、実情に見合った施設の総量と配置の適正化、ならびに町民の安全・安心な生活の確保に努めます。

さらに、全庁的な推進体制の確立等による総合的な公共施設マネジメントの実施、公民連携によるまちづくりの推進により、計画的で効率的な管理運営を図ります。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、下記に3つの基本方針を掲げます。

【基本方針①】：町民が安全・安心に施設を利用できるよう、

「施設の適切な保全・長寿命化」を推進します。

- ・ 施設の状態を定期的に点検・診断することにより、故障や不具合が発生してから直す「事後保全」の維持管理から計画的な修繕や改修による「予防保全」の維持管理に転換し、施設の安全を確保しながら、計画的な機能保全と長寿命化を進めるとともに、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図ります。
- ・ 予防保全の維持管理の推進と施設の長寿命化を図るため、必要に応じて各施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定を推進します。

【基本方針②】：人口構成の変化や実情に見合った施設の総量と配置の適正化を推進します。

- ・ 人口増加に応じた施設整備を行う一方、将来にわたり公共サービスを継続し、次世代に過度な負担を残さないように、人口や財政規模に見合った施設総量の最適化を図ります。
- ・ 町民ニーズに応じた機能充実等の質的向上を推進する一方、効果的かつ効率的なサービスの提供とコスト削減を図ります。
- ・ 更新時期を迎える施設については、町民ニーズや利用実態、建物の性能等を踏まえて、施設の統合化や複合化、用途転換を検討するほか、更新工事の優先順位をつけ、地域の実情や将来のまちづくりを見据えた施設配置の見直しを計画的に進めます。

【基本方針③】：効果的・効率的なサービスを提供するため、

「民間ノウハウの活用と町民との協働」を推進します。

- ・ 公共施設を取り巻く課題解決に向けた職員の意識醸成、施設の維持管理や改修・更新に関するノウハウの蓄積に向けた取り組みを実施します。
- ・ 指定管理者制度をはじめとする PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）を推進するとともに、地域住民・企業と連携した公共施設の維持管理に努めます。

(2) 公共施設等の全体目標に関する方針

今後は過年度の約2.2倍(13.9億円/年)の更新費用等が必要となる試算結果となっていますが、人口が増加しているなかで公共施設等の総量を削減することは非現実的であり、また更新費用等を著しく増加することは困難です。

したがって、人口1人あたりの公共施設等の保有量は現状を維持しつつ、新技術の導入や定期的な点検と計画的保全による長寿命化によって更新費用等をできる限り縮減を図ります。

その一方で、民間活力の活用をはじめ、公共施設の運営及び維持管理にかかるコストの縮減を図っていきます。

なお、新たな施設の新規建設は、今後の人口増加を見据えつつ、既存施設を有効利用することや施設の統合化や複合化、用途転換等を検討し、新規建設を必要最小限に抑えます。

(3) 施設の適切な保全・長寿命化【基本方針①に対応】

① 点検・診断等の実施方針

常に安全・安心な公共施設サービスを提供し続けていくためには、良質な性能及び安全性の維持・確保が重要であることから、施設の点検・診断等を法律や政令等に基づいて適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応により、事故の未然防止及び施設の安全確保を図ります。

公共建築物では、町民が安心して長く使い続けられる施設とするために、建築基準法第12条に基づく定期点検の結果を活用するとともに、職員等が点検を行う際の方法等をまとめた「公共建築物点検マニュアル」を策定し、定期的な建築物・部材の点検による安全確保に加え、町民の利用や経年劣化から生じる設備機器の破損等の点検を行い、施設本来の機能の確保に努めます。

インフラ施設では、策定済みの長寿命化計画や国土交通省が示す点検に関する要領・マニュアル等に基づき、経年劣化による施設(道路舗装、橋梁、管渠及び付帯設備等)の重大な不具合あるいは破損について、日常の巡回や定期的な点検・診断を実施して施設の安全性の評価を行い、施設の機能確保に努めます。

各種点検や安全性の評価において、危険性が高いと判断した場合には、適宜、施設の改修を行うなど安全の確保を図りますが、安全確保が技術的にできない施設、改修コストが高額となる施設等については、利用状況を踏まえ、施設の廃止等を検討します。

また、国等の動向を注視しながら、より簡易的で信頼性に優れた新たに開発される点検・診断技術の導入を進め、点検・診断の効率化や精度の向上、経費の削減に努めます。

さらに、点検・診断の結果については、履歴を収集及び蓄積し、庁内で情報を共有するとともに、長寿命化計画の策定に活用するなど計画的な施設管理を行います。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

本町における公共施設等の維持管理は、これまで主として、施設に不具合が生じてから対応する対処療法の「事後保全」が行われてきました。今後は、長期的な視点に立った改修を行う、いわゆる「予防保全」の考え方を取り入れ、必要に応じて各施設における長寿命化計画を策定し、定期点検等の結果に基づき、計画的・効率的・効果的な修繕・更新を行います。

維持管理・修繕・更新の実施に際しては、緊急度や重要度等の観点から優先順位を付け、それぞれの施設の性能・機能の保持・回復を第一としながら、トータルコストの縮減や予算の平準化を進めます。

また、公共施設等の維持管理・長寿命化等のために有効と考えられる新技術については、積極的に採用を検討します。

さらに、維持管理・修繕・更新等の記録については、履歴を収集・蓄積し、今後の管理に関する計画の見直しに反映します。

③ 安全確保の実施方針

安全確保については、日常点検や定期点検に基づくメンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）の確実な実施、点検結果に基づく機動的な対応（緊急対策、詳細調査、維持工事）の実施に努めます。

外壁の剥落等により人的被害が発生する恐れがある場合には、速やかに危険区域への立ち入りを制限し、早期に必要な措置を講じます。

また、防災拠点や災害時の避難所となる施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ計画的な改修または除去を検討し、対応していきます。

インフラ施設のうち橋梁や上下水道等の施設は、災害時にも町民の安全を守り町民生活への影響を最小限に留めるため、耐震化対策を推進することにより、災害時の被害・影響を低減します。

点検で道路の陥没や橋梁の異常等が発見された場合には、速やかに通行を規制した上で、町民生活に配慮して緊急的・優先的に復旧を図ります。

④ 長寿命化の実施方針

今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や適切な修繕による予防保全に努め、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進することとし、施設の修繕や更新時には耐久性に優れた素材や工法などの新技術の効果的な導入を検討します。

既に長寿命化計画が策定されている「町営住宅等長寿命化計画」や「橋梁長寿命化修繕計画」は、各計画の内容を十分に踏まえ、全庁的な観点から整合を図りながら今後も推進していきます。

今後、必要に応じて策定する個別の長寿命化計画（個別施設計画）は、本計画における方針との整合を図るものとします。

本町では、2046年～2051年（平成58年～平成63年）にかけて公共施設等の更新費用等がピークを迎えることから、この時期に更新を迎える施設に対して適切な修繕や大規模改修により、建替・更新の周期を伸ばし、財政支出のピークを平準化するとともに、財政負担の低減に努めます。

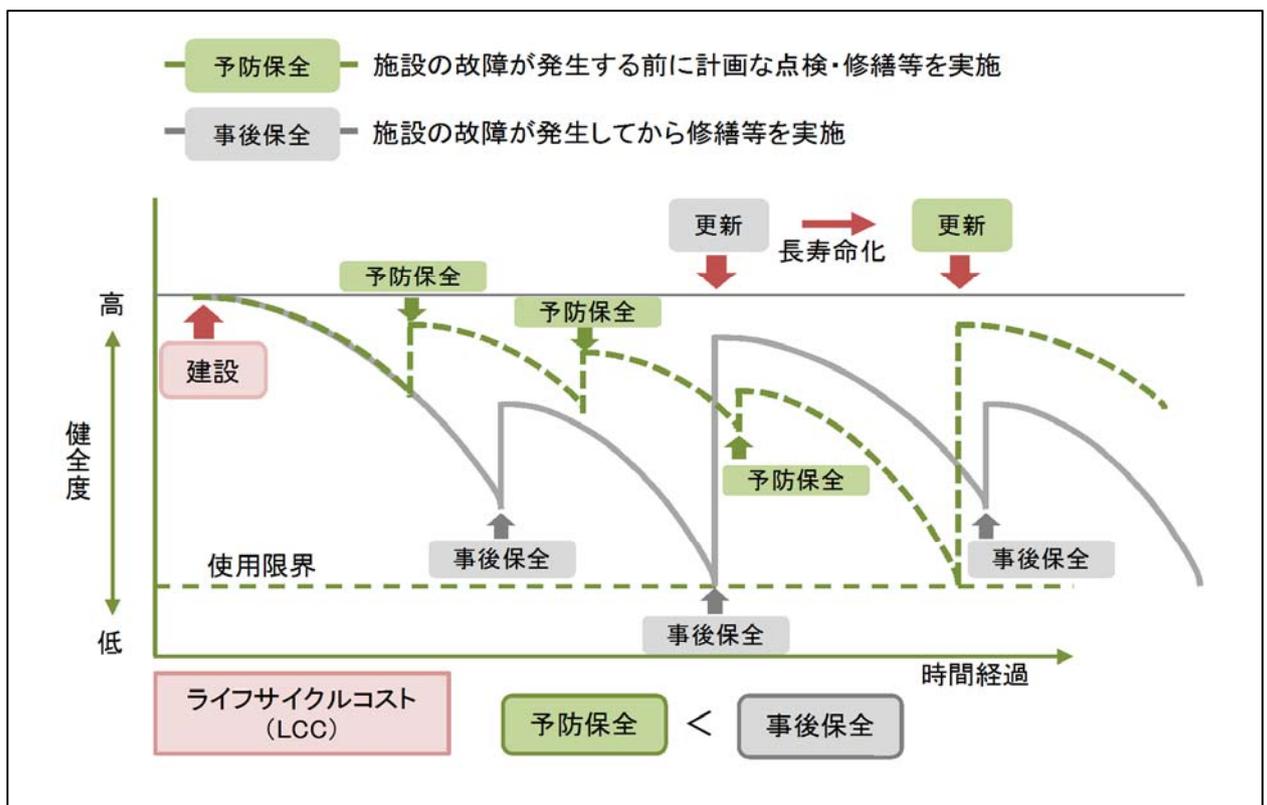


図4-2-1 修繕・更新等の実施イメージ

(4) 実情に見合った施設の総量と配置の適正化【基本方針②に対応】

公共建築物の新設及び更新の際には、今後の人口の増加や人口構成の変化に伴い利用需要が変化することが予想されることから、民間活力の導入も含めて今後のあり方や適正な施設規模等を検討し、既存施設との統合化、複合化等により、現有する町有地での施設整備に努めます。

また、新たな施設を整備する際には、機能重視で維持管理が容易な建築物の建設に努めます。

社会情勢の変化により施設の当初の設置目的から乖離が生じている施設や利用状況、運営状況等で非効率が生じている施設については、本町の厳しい財政状況を勘案して、他用途への転換をはじめ、統廃合、複合化等を検討します。

インフラ施設については、町民の住みよい快適な暮らしを支える都市基盤であり、規模縮小や廃止はサービス水準の低下につながる恐れがあることから、町民との合意形成等の慎重な議論のうえ、廃止等の可能性について検討していきます。

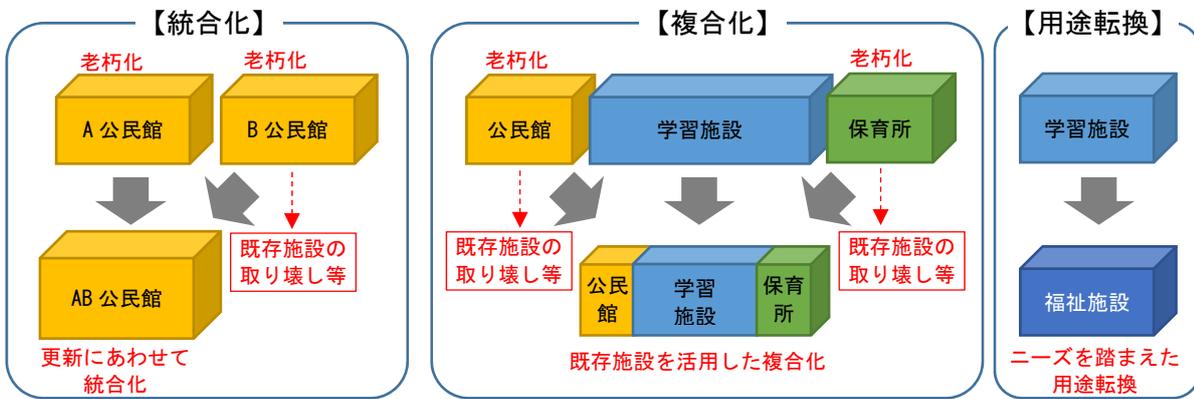


図4-2-2 統合化や複合化、廃止の実施イメージ

(5) 公民連携によるまちづくりの推進【基本方針③に対応】

① 職員意識の醸成

全庁的な公共施設等のマネジメントを推進するためには、職員一人ひとりがその意義を理解し、経営的視点を持って業務に取り組むとともに、社会経済情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、自らが創意工夫し実践していくことが大切です。

そのため、職員が長寿命化や公共施設等の維持管理に関する研修等に参加し、意識向上に努め、全庁的なスキルの向上やノウハウの共有・蓄積を図ります。

② 民間活力導入の推進

公共施設等の整備手法として、町の財政負担等を削減させていくために、積極的に民間活力の導入を図りながら、多様化する町民ニーズに対応できる仕組みづくりを推進します。

民間事業者等が施設の管理運営を代行する指定管理者制度は、今後、導入検討を進め、運営・維持管理に係るコストの縮減や施設の稼働率の向上等を実施します。

さらに、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共施設等の整備・更新を行うとともに、町民に対し低廉かつ良質な公共サービスの提供が可能となるPPP（公民連携）による民間活力の導入を推進していきます。

4-3 全庁的な取組体制及び情報管理・共有方法

本町では、前項であげた3つの基本方針を推進するため、公共施設等の適切な維持管理が図れるよう公共施設等の情報を一元的に掌握・管理して、総合的な公共施設マネジメントを推進します。

(1) 全庁的な取組体制の構築

今後、公共建築物の改修や維持管理、公共インフラの長寿命化等を効率的・効果的に実現するためには、庁内の各施設所管課の連携が不可欠であります。

各施設所管課において長寿命化計画（個別施設計画）の策定を進めるとともに、関係部署が相互に連携しながら、全庁的な体制で公共施設等の長寿命化や最適化の取り組みを推進します。

また、川北町全体の公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくため、「総務課」が各施設情報を集約して、公共施設等マネジメントを統括する体制を構築していきます。

(2) 情報の管理・共有化

今後、個別に管理する施設情報について、固定資産台帳を活用して必要な情報を適宜、収集分析しながら全庁で情報共有できる体制を構築し、多角的な視点から施設等の適切な保有量の調整、コストの削減等の検討に活用します。

公共建築物については、改修や維持管理を計画的・効率的に推進するために、各種の点検結果や建物の仕様等の基本情報、修繕履歴等の維持管理データ等を一元的に管理するシステム（データベース）を導入します。

公共インフラについては、各施設所管課が策定または策定予定の長寿命化計画等において、関連施設所管課と協議・連携し、情報の一元化と共有を図ります。

4-4 ファローアップの実施方針

本計画の推進にあたっては、全庁的な「公共施設等マネジメント会議（仮称）」が基軸となり、継続的に取組状況を毎年整理するとともに、取り組みの進捗状況を検証しながら、PDCA（計画・実施・検証・改善）サイクルを実施して、国の制度変更や社会情勢の変化、関連する重要な計画の作成・変更等を適切に反映した計画となるように、適宜必要な見直しを行います。

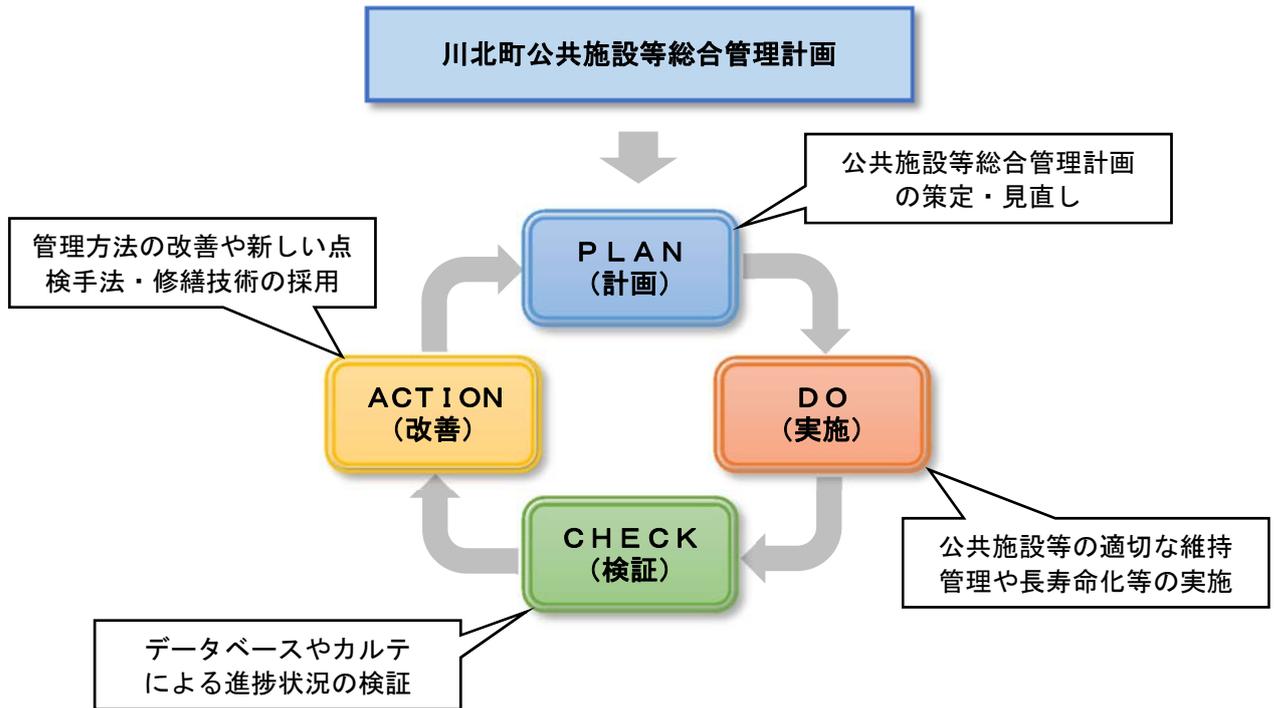


図4-4-1 PDCAサイクルの実施イメージ

4-5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物の基本方針

①施設の適正な保全・長寿命化

- ・次代を担う子どもたちが生活の多くを過ごす学校は、必要に応じて修繕や更新していく必要があります。また、災害時の防災拠点となる行政施設や学校、保育所、福祉施設など、子供あるいは高齢者、障害者の安全・安心の確保が必要な施設は、老朽化対策の必要性・優先度が高い施設といえます。
- ・今後、限られた財源の中で老朽化した施設の維持管理、更新を検討する際には、町民が安心して施設を利用できるよう、施設の必要性や老朽化の進行状況、提供するサービスの質や需要等を踏まえ、維持管理、更新の優先順位を整理して検討を行います。
- ・昭和56年以前に設置された耐震化工事を実施していない施設については、利用者、利用状況等を踏まえて、耐震改修工事を実施し、町民のニーズや老朽化の状況により、廃止または統廃合や建替えを検討します。
- ・長寿命化計画（個別計画）は、建物類別毎に整理し必要に応じて策定を進めていきます。町営住宅は、今後も「川北町町営住宅等長寿命化計画」（平成23年3月策定）に基づき、予防保全の維持管理を行います。

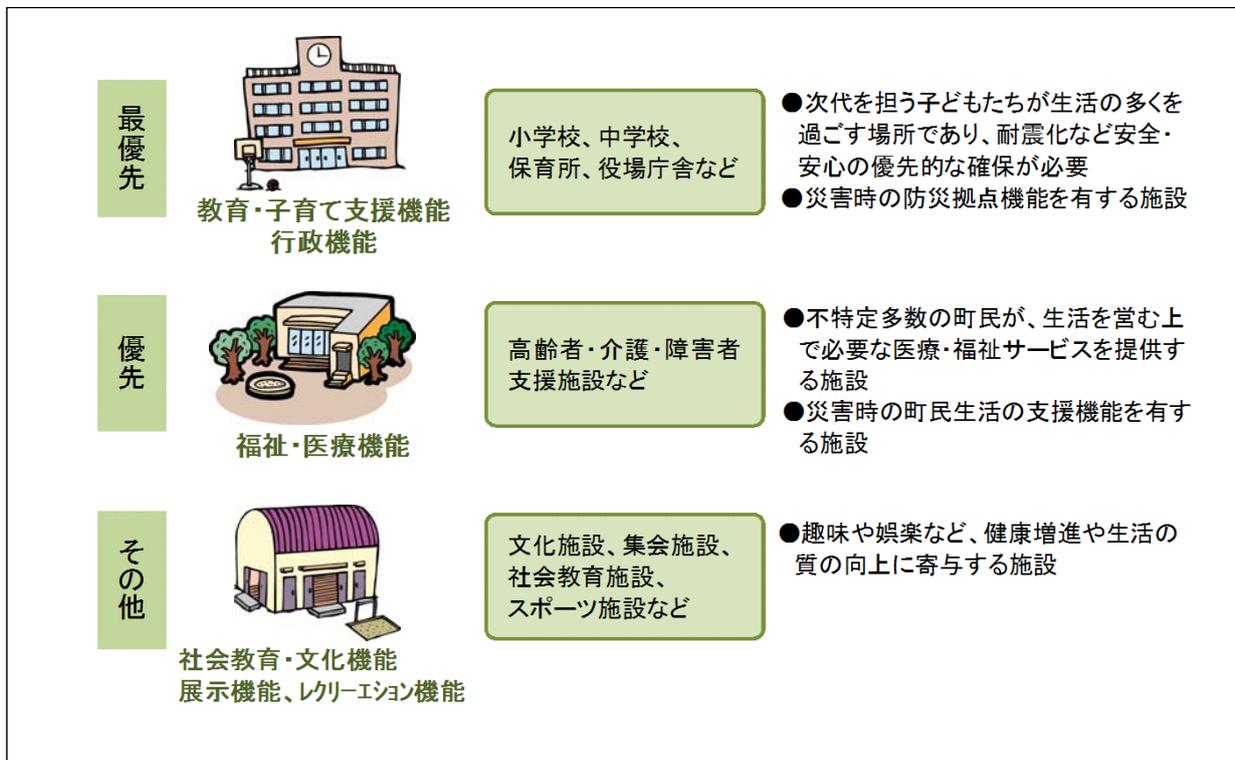


図4-5-1 建築施設の耐震化、維持管理・更新の優先度

②町民ニーズに柔軟に対応した施設の統合、機能転換や複合化

- ・ 今後は、人口や財政規模に見合った施設の最適化を図っていく必要があることから、時代の変遷によりニーズが変化したもの、あるいはニーズが大幅に縮小したものについては、施設の統合、機能転換や複合化を踏まえて施設の再配置の検討を行います。
- ・ 公共建築物の利用状況を調査し、町民のニーズや各公共施設の必要性や統廃合の可能性及び優先度などについて判断し、将来必要な施設総量の適正化について検討していきます。また、施設総量の適正化は、点検結果に基づく施設評価も行い、利用状況調査と併せて判断していきます。
- ・ 将来の財源規模の動向を十分に見極めた上で公共建築物の整備を行っていきます。
- ・ 町民の利便性を低下させるような統廃合は、住民と十分な合意形成を図りながら実施していきます。
- ・ 施設の管理・運営・更新を検討するにあたっては、従前からの機能に限定した更新整備を前提とするのではなく、将来を見据えた機能にも着目して施設の複合化や多機能化を図ることを検討していきます。
- ・ 既存施設の更新時に異なる機能を集約し、施設を複合化することにより、異なる機能が連携して補完し合い、新しいサービスの提供が生まれることが期待されます。
- ・ 一方的に施設総量を削減するだけでなく、町民ニーズや町民満足度を把握した中で、施設の機能改善を行い、新たな魅力の創出を図ります。特に、子育て世代への支援や超高齢社会に対応できるような施設への機能転換や施設整備を行い、施設の質的向上を図ります。また、各施設の建設や利用により生じる環境への負荷をできるだけ低減するため、環境に配慮した施設整備を図っていきます。

③総量規制の範囲内による新規整備

- ・ 新たな施設整備の検討を行う際、既存施設の有効利用など、新たな施設の建設を伴わない方法について検討を行います。
- ・ また、このような既存施設等での対応が難しく、喫緊の整備が必要な場合は、ライフサイクルコストの圧縮、利用者の利便性向上などを図るとともに、中長期的な視点で延床面積の総量削減を図ります。

④民間ノウハウの活用と町民との協働

- ・ 民間の自由なアイデアや効率性を重視した施設運営などのノウハウを活用するため、指定管理者制度やPPP等の取組みを進めるほか、NPOやボランティア団体、区長会をはじめとする地域団体などの協働・連携により、町民共創のまちづくりを推進します。
- ・ 運営・維持管理にかかるコストや、施設利用者、運営状況の情報把握を徹底し、効率的なコスト削減を図るとともに、施設の利用率、稼働率の向上や料金設定、減免制度の見直しなど、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担の適正化を図ります。

(2) インフラ施設の基本方針

①計画的な維持管理への展開

- ・施設を安心・安全に利用し続けられるよう、これまで損傷が著しくなってから対応する「事後保全」の維持管理を行っていた施設についても、定期的な点検・診断結果に基づく計画的な維持管理への転換を進めます。
- ・道路（舗装路面）は、道路パトロールによる目視点検や町民からの通報等により路面の異常の早期発見に努めるとともに、国土交通省から示された「総点検実施要領（案）（2013年（平成25年）2月）」に基づく定期的な調査などで不良箇所の早期発見、軽度の損傷時点の補修に努めライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・上下水道は、災害時において町民生活や都市機能の確保に不可欠であるため、耐震性能を把握し、耐震性を満たしていない管渠等については機能確保が重要な防災拠点施設や避難所等の重要度の高い区間から耐震化を進めます。

②長寿命化計画の策定と計画的な推進

- ・点検・診断結果等の情報をもとに、施設の健全性や果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、対策の優先順位を明確にします。
- ・個別施設の長寿命化を踏まえた最適な維持管理に関する計画を策定し、これに基づく戦略的な維持管理・更新等を推進し、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。
- ・橋梁については、今後も「川北町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、優先順位に基づいた耐震化工事をはじめ、劣化したコンクリートの補修工事や塗装塗替え工事による橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の低減を図り、ライフサイクルコストの縮減と維持・更新費の平準化を図ります。
- ・老朽化した道路照明灯の更新時には、ランプ耐用年数が長く、電気料も抑制できるLED照明灯に交換することにより、ライフサイクルコストの低減を図ります。

表4-5-1 土木関連施設のマネジメント手法

種別		一般的な耐用年数	マネジメント手法
道路	舗装	15年	町道の重要性や交通量に応じて管理指標を設けます。打換、オーバーレイによる補修時期を適正に判断します。
橋梁	橋長15m未満	60年	定期的な点検を実施し、損傷が著しくなってから対応する「事後保全」から、損傷が軽微なうちに早期対策を行う「予防保全」へ転換し、長寿命化計画による延命化を図ります。
上水道	施設	60年	快適な日常生活や生産活動を確保するため、利用状況に応じた施設量を確保し、適切な維持管理によりライフサイクルコストの低減と耐震化等による機能向上により安定的なサービスを提供します。
	管路	40年	
下水道	施設	60年	
	管路	50年	

③施設の質的向上

- ・マネジメント推進にあたっては、防災機能を強化することはもとより、ユニバーサルデザインの考え方を導入するなど、多様化する町民ニーズに柔軟かつ適切に対応します。
- ・施設の機能を維持していくため、新技術を積極的に活用するなど、様々な工夫を凝らし、適切な維持管理・更新等を行います。

④民間ノウハウの活用と町民との協働

- ・職員による日常パトロールに加え、町民や各種団体による施設の異常や不具合を通報できる体制の整備や道路等の清掃活動を行う制度を設けることにより、町民との協働を推進します。
- ・道路については、今後も「クリーンアップ川北」等の活動を実施し、町民等と連携を図りながら効率的に清掃を行います。